

会議録

平成25年 3月 8日(金)

場 所 3階 第1研修室

会議名：第1回平成25年度予算等審査特別委員会

出席委員：東出委員長、福嶋副委員長、又地委員、佐藤委員、吉田委員、竹田委員
平野委員、笠井委員、新井田委員

欠席委員：なし

事務局 山本、近藤

会議時間 午前10時59分 ～午後5時28分

開 会

佐藤仮委員長 ただいまから、第1回平成25年度予算等審査特別委員会を開催いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が選出されるまで、年長の委員である私、佐藤が委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配布のとおりであります。

それでは、「委員長の選出について」を議題といたします。

どなたか、ご発言をお願いします。

吉田委員。

吉田委員 今回の予算等審査特別委員会は、重要案件も多くありますので、副議長である東出委員にお願いしたいと思ひます。

佐藤仮委員長 ただいま、東出委員というご発言がありました。

そのほかに、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤仮委員長 ほかにないようですので、東出委員にお願いしたいと思ひますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤仮委員長 それでは、委員長は東出委員に決定しました。

東出委員、委員長の席をお願いします。

これで、私の任務は終わりました。

ありがとうございました。

「東出委員長着席」

東出委員長 ただいま、平成25年度予算等審査特別委員会委員長に選出されました東出です。

よろしくお願ひします。

正・副委員長の選出

東出委員長 それでは、「副委員長の選出について」を議題といたします。
どなたか、ご発言をお願いします。
（「委員長一任」の声あり）

東出委員長 それでは、お諮りいたします。
副委員長には、福嶋委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

東出委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時25分

2. 審査事項

(1) 総務課

- 議案第26号 木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第28号 木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第31号 木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第41号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第44号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第45号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

ここで委員長の挨拶ということでございますが、割愛させていただきます。

総務課の皆さん、どうもご苦労さまでございます。

それではさっそく、会議次第に則り会議を進めてまいります。

はじめに、予算に関する議案から説明をお願いいたします。

総務課の審査で皆様の手元に配布されておりますが、まず最初に、議案第26号 木古内町監査委員条例の一部を改正条例制定についてを議題といたします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長。

大野総務課長 平成25年度予算等審査特別委員会のはじまりに、総務課を指名していただきましてありがとうございます。

全体の予算に絡むところがございますので、私どものほうから先に審査のほうをお願いいたします。

それでは本日、総務課で出席している職員について、まずご紹介をさせていただきます。

皆さん向かって左側から尾坂主幹、名須賀主幹です。幅崎主査です。

後ろ左の方から菅原主事です。泉主査です。後ろが敦澤主事です。となりが山下主任です。以上です。よろしくお願いいたします。

それではまず、議案第26号木古内町監査委任条例の一部を改正する条例制令について、ご説明を申し上げます。

議案のほうをお開き願います。本改正条例につきましては、議案説明資料資料番号1の22ページから23ページをお開き願います。これまでは、事務局を置かず総務課職員が補助職員を兼務しておりましたが、今後は、議会事務局職員2名の併任発令により事務を遂行することとする提案です。

この監査委員事務局を設置する場合、地方自治法第200条第2項の規定により、条例により事務局を設置することとなりますので、第2条に事務局の設置条文を追加し、以下第2条から第10条までを1条ずつ繰り下げるものです。

また、事務局設置に伴い、職員定数を定めなければなりませんので、木古内町職員定数条例の一部改正を行います。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 ただいま、議案第26号の説明がございましたので、質疑を受けたいと思います。どなたかありませんか。

(「なし」と呼ぶ声有り)

東出委員長 質疑がないようでございますので、議案第26号についてはこれで。

次に、28号に移りますのでよろしいでしょうか。

(「はい」という声有り)

東出委員長 議案第28号 木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務課長の説明を求めます。総務課長。

大野総務課長 それでは議案第28号です。木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

本改正条例につきましては、議案説明資料資料番号1の25ページを開き願います。

第2条の職員定数につきまして、議案第26号で提案しました監査委員条例の事務局設置による職員定数の追加、及び本年1月に取りまとめた職員定員管理計画、並びに病院老健施設の改築後の人員配置の実績を加味し、定数の削減を提案するものです。

また、同時に文言の整理を行うものです。改正内容は、第1条中及び第191条第2項及び第200条第6項に議会を議会の事務局に、教育委員会及び農業委員会の事務局を監査委員の事務局、教育委員会の事務局、農業委員会の事務局に改める。第2条第1号中、事務局を事務局に、3人を2人に改め同上第2号ア中76人を70人に改め、同号イ中113人を98人に改め同号ウ中老人保健施設を介護老人保健施設に改め、同上第3号中事務局を事務局に36人を20人に改め、同上第5号中7人を5人に改め同上に次の1号を加える。

(7) 監査委員の事務局の職員2人、第2条中合計263人を削る。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

東出委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

総務課長。

大野総務課長 ただいま、議案資料の説明資料の25ページで説明をいたしました。文中の農業委員会の表記のある所で、このあとに「の事務局」というふうに表示をしていなければならなかったのですが、ここが抜けておりました。これについては、のちほど差し替えをさせていただければというふうに思います。また、今回の総数につきましては263人というふうに謳っていたのですが、あえて総定数を謳う事なくそれぞれの部局で謳う事によって管理ができますので、入れておいて邪魔にはならない条文ではあるけれど、そこそそそれぞれ部局の定数を明らかにしておけば、全体の数字を入れておく必要はないということです。ちなみに、人数的には205人に変わります。

東出委員長 今、総務課長のほうから字句の追加とそれから合計人数の部分での説明が。

総務課長。

大野総務課長 225人です。すみません、20人を足しておりました。225人です。

東出委員長 今、総務課長のほうから2点について、訂正並びに字句の追加を皆さんに説明された訳ですけど、これで皆さんよろしいですか。これは、参考資料ということでございますので、私のほうでは訂正でよろしいだろうというふうに思っておりますのでいいですね。

これより質疑を受けたいと思いますので、どなたかございませんか。竹田委員。

竹田委員 総務課長の資料の職員の定数の部分なのですが、これは職員という表現になれば。職員の定数には臨職を含んでないという捉え方。それとも嘱託員、この扱いはこの職員の定数には入ってるのかどうなのかという部分をもうちょっと説明願います。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 臨時職員は入っておりません。また、このあと非常勤職員等というふうに読み替えますけれども、そちらについても入っておりません。そして、この定数の中にはいま嘱託員という言葉がありましたけれども嘱託、これは再任用の関係の職員は入ります。

また、嘱託員については、これは定数外ということで処理をしております。

東出委員長 よろしいでしょうか。そのほか、吉田委員。

吉田委員 吉田です。資料の25ページをお願いします。僕の思い違いなのかもわかりませんが、老人保健施設の職員の数なのですよね、25人と。そして、改正後25人なのですけれども、全部適用になって今度病院一括になるとこれについて25人、たぶん事務長がいなくなって減るのかと思ってたのですけれども、このままになっているというその辺の説明をお願いします。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 今回、老人保健施設についての人数は変更をしておりません。これは現在、老人保健施設36床の時代から80床に変わったわけですけれども、その間に職員の採用につ

いては主に臨時職員で採用をしております。実際臨時職員を含めると60名を超える職員が勤務を、職員といいますか正職員と臨時職員が勤務をしております。今後、施設運営の改善がされて職員化が果たされるというような状況もあるだろうということを考えまして、36床時代の25人の定員は変えずにおこうという判断をいたしております。

以上です。

東出委員長 よろしいですか。吉田委員。

吉田委員 現状、老健をずっと見ていると常に職員の募集をしていますよね。その辺で、現状25人なのですが、実質24人位でやっているような形なのですよ。その辺も含めて予算の中で、そして職員の確保ですね。この辺についても、十分配慮していただきたいと要望して僕は終わります。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、議案第28号 木古内町職員定数条例一部を改正する条例制定については、これで決してよろしいでしょうか。

質疑を終了させてよろしいでしょうか。

(「はい」という声有り)

東出委員長 それでは、次に入ります。

議案第31号 木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。総務課長の説明を求めます。

大野総務課長 それでは、議案31号をお開き願います。本条例の新旧対照表につきましては、説明資料の33ページから34ページとなります。改正内容につきましては、別表中に平成25年度において取り壊し予定で予算計上しております職員等住宅が搭載となっておりますので、その部分の別表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から15の項までを1項ずつ繰り上げるものです。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議願います。

東出委員長 議案31号の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

どなたかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 異議なしと認め、これについては質疑を終了させていただきます。

それでは次に、議案第41号 職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正する条例制定について議題といたします。

総務課長の説明を求めます。総務課長。

大野総務課長 このたびの議案につきましては、2月27日に配布をしたのですがそのあとに事務局のほうの業務整理をしている中で、追加提案をしなければならない条例改正がございましたので配布をさせていただきました。議案第41号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。本改正条例につきましては、議案説明資料資料番号4の1ページをお開き願います。第19条（見出しを含む。）中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。この非常勤職員等に改める改正につきましては、第9回総務・経済常任委員会、昨年12月4日開催におきまして、臨時職員等の任用及び勤務条件に

関する規則の改正について、ご説明しご理解をいただいております。この規則の改正案を整理していたところ、条例に臨時職員の記載がありましたので提案をするものです。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、第41号については質疑を終了させていただきます。

それでは、次に入ります。議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務課長の説明を求めます。総務課長。

大野総務課長 それでは、議案第42号をお開き願います。本改正条例につきましては、議案説明資料資料番号4の2ページをお開き願います。第21条第3項中「木古内町臨時職員等の任用及び勤務条件等に関する規則」を「木古内町非常勤職員等の任用及び勤務条件等に関する規則」に改めるものです。この非常勤職員等の任用及び勤務条件等に関する規則に改める改正につきましても、総務・経済常任委員会でご確認をいただきました。この規則の改正案を整理していたところ、条文に「木古内町臨時職員等の任用及び勤務条件等に関する規則」の記載がありましたので提案をするものです。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議願います。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、議案第42号については質疑を終了させていただきます。

議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。総務課長の説明を求めます。総務課長。

大野総務課長 それでは、議案第43号をお開き願います。本改正条例につきましては、議案説明資料4の3ページをお開き願います。第2条の2中「夜間勤務手当」を削り、「並びに期末手当」を「、期末手当」に、「、管理職員特別勤務手当」を「及び管理職員特別勤務手当」に改めるものです。第14条を次のように、第14条については削除です。第18条中の2第2項中「支給率」を「支給額」に改め、同条第3項中「、夜間勤務手当」を削る。この管理職手当を支給率から支給額に改正する提案は、給与月額12%以内と規定している管理職手当を定額化するもので、別に規則で定めますが支給額を課長職ごとに3区分し、総務課長以外の課長及び室長をベースとし、会計管理者を兼務する課長、人事や庶務等を統括する総務課長の区分としています。ベースとなる課長、室長は給与月額の8%、会計管理者は9%、総務課長は10%を目安に金額を設定しています。現在の管理職の削減前給与月額が、44万円であることから、ベースとなる課長については3万5,200円、会計管理者兼務者は3万9,200円、総務課長を4万4,000円としています。これまでの平均は、月額1万8,000円でした。また、介護老人保健施設の公営企業法全部適用に関連する条例規則の整理をしている中で、夜間勤務手当を支給する看護職員が町長部局にいなくなることから、文言

を削るものです。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議願います。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。竹田委員。

竹田委員 この条例で、管理職手当の支給率から支給額に改めることで、定額で3区分にするということで総務課長から口頭で説明を受けたのですが、それぞれ平均18,000円のところが、今度は一番低い部分で定額の35,200円、多い総務課長等については44,000円ということで、従前から見ますと倍くらいアップになった。これは別段、改正なることに反対ではないですけど、こういう部分について、このあとまた追加議案で出てくる特別職の削減軽減だとか、こういう部分についてもやっぱり一環した考えで事務を進めなければならないのかなというふうに思います。それと、新旧のこの資料なのですが新旧の対照表、条項からすれば支給率から額に変更するというので、この新旧対照はいいのだけれど、資料に定額にした、3区分にしたという部分はこれはメモ的な資料でもやっぱり付けて、口頭で説明しなくてもわかるようにすべきでないかなというふうに考えます。

別に答弁はいらないのですが、この部分について今後、定額だからこれ以上またアップになるという事はないという認識でいいのかどうなのかということだけ。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 管理職手当の支給率につきましては、平成16年の4月から従前8%だったものが5%という事で財政健全化に取り組む職員に対しての意識を持っていただくために、管理職が自ら先頭に立とうという事で実施をまいりました。一昨年、職員のほうも財政健全化の結果が少しプラスに動いてるということで、給与の独自削減率を緩和させていただきました。ただ、まだ管理職については8.7%と職員を大幅に上回る協力をいただいております。今後、管理職に登用されるであろう若い職員の方々のモチベーションを上げていくためにも、率で5%に下げるのではなく、これは平成19年に人事院規則で変わっているのですけれども定額化になっております。定額化をまずしようという議論を行いました、これは事務能率改善委員会の中でも議論をしていただきました。

金額については、職員の皆さんもどうこう意見ではないのですけれども、定額化についてはその方向で進めていいのではないかなというようなそんな議論もありましたので、管理職会議等で議論をした中で今後、今回改正をする事によってしばらく改正する事はないであろうという事で、従来の8%というものをベースにしながら困難管理職といいますか、そういった部分については3区分に分けていいのではないかなということで、今回改正でしばらくこの定額の、きょう説明しました44,000円、39,600円、35,200円は変えない予定でございます。

東出委員長 よろしいですか。副委員長。

福嶋副委員長 今、管理職手当を額の設定をいろいろ説明されていましたが、これで例えば、いま管理職が会計管理者、又は税務課長、町民課長、三部門を兼務している課長、又は教育委員会で学校給食センターのセンター長、生涯学習課長、いろいろ産業課では農業委員会事務局長、そういう管理職の3人がいるわけですね。その辺の仕分けの仕方が一番、例えば総務課長を除く会計管理者についても低い方、上位の方を取るというふうなことになるのか、どの辺はどういうふうに考えてますか。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 まず、ベースといいますか、全管理職について8%相当を定額化した35,200円というのを決定をしました。これは、8%ということですので、そこで困難管理職といいますか、その部分をどう判断するかといった中で今、福嶋委員からご指摘のように機構改革の中で課が大きくなって職員も管理する職員も大勢増えている部署もあると。そういうところをどうするかという議論をいたしました。これはもう、異動の中で次に行く場合にはその同じと言いますか、異動するケースもあるのでそこは一緒にいいのでないかと。別としてその評価はプラスをしないという事にしました。ただ、会計管理者というのはこれは、以前でいう収入役の業務を行っているわけですので、町民税務課長という立場のほかに会計管理者ですから、ここは評価をしましょうと。総務課長については、私は言いづらいですけど、人事や職員からのいろいろな相談苦情等について、あるいは住民からの苦情等についても総合窓口になるということで、更に困難な管理職ということで位づけましょうという事にしました。管内的には、19年に全ての町が改正しているかというところではありません。この辺では、松前ですとか北斗が改正をしておりますけれども、ほか知内、福島はまだというかまだパーセントでやっている実態でございます。

東出委員長 よろしいですか。そのほか、竹田委員。

竹田委員 町長。町長も見えてるから、確かに管理職手当のアップはやっぱりすべきだろうという考えは持っています。ただ、いま提案されてる3区分、これについては例えば今後、人事異動する場合に非常にその配置の部署によっては管理職手当が9,000円位の差があるわけだから、そういう部分ではどうなのでしょう、いろいろ問題というか人事異動等がしづらくなるような気もするのですが、もう少しこの幅が少ないのであれば、若干のメリハリをつけてやるのでしたら、これだけやっぱり9,000円も低いほうと高いほうとの差があれば、やっぱりいかなものかという懸念がされます。

この3区分について、町長の考えをお願いしたいなど。

東出委員長 町長、求められておりますけれどもよろしいですか。同席しておりますので町長の答弁を求めます。町長。

大森町長 竹田委員のお尋ねの、管理職手当の3区分に分けた定額ということにつきましては、管理職会議を開催する中で全員が「それでよし」という判断をしましたので、その皆さんの意見を取り入れてこのような形で提案をさせていただいたところでございます。

人事に直接影響ということはないかと思っております。

東出委員長 昼食のため、午後1時まで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開しますので皆さんよろしく申し上げます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

東出委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

午前に引き続き、議案第43号についての質疑を続行させていただきたいと思います。

どなたか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、議案43号については審議を終了させていただきます。

続きまして、議案第44号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務課長説明願います。総務課長。

大野総務課長 それでは、追加資料の議案第44号をお開き願います。本改正条例につきましては、1点目としまして、平成25年度に限り、町長の給与を月額14万円減額、副町長の給与を月額9万円減額するものであります。昨年度より町長が7万円、副町長が3万円緩和をしております。2点目としまして、期末手当の支給につきまして、支給割合を平成25年度に限り、6月の支給割合は100分の200を100分の170に、12月の支給割合は100分の200を100分の180に減率するものでございます。昨年と同じです。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしております。この特別職に関する独自削減の提案につきましては、新年度予算には変更後ではなく昨年度と同額で計上しております。したがって、年間予算が不足する状態で計上していることから、4月以降の直近の議会で補正増額の提案をいたしますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、追加提案となり、予算への計上が不足することとなりましたのは、職員団体への提案が遅くなり、合意に至るまで時間を要したためでございます。事務局の不手際をお詫び申し上げます。

よろしくご審議お願いいたします。

東出委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

又地委員。

又地委員 減額の、私はこの件に関しては従来、町長の給料は70万、副町長は60万ということですので、別にこういう「昨年はこうだ、今年は自主削減云々でこういうふうになります」ではなくて、最初からまだ予算的には25年度予算はこの条例が通ってから組むことになるのだろうけども、元に戻してしまえばいいでしょう、70万と60万に。そうしたら、条例改正も何もいらぬのです。あと、この次の教育長の部分もそうなのだけれども、そして基本的にはその町の財政が安定してきているということなのだから、何も元に戻してしまっただけがいいのでないの。これから、いままでもそうなのだけれど、これから更に新幹線の開業だとかあるいは町の第6次振興計画に向けてのいろいろな走って歩いてもらわないと駄目な部分が随分増えると私っているのです。だから、そういう意味ではなにも財政も安定してきているという事であれば、わざわざ減額の条例改正をするのではなくして、元に戻す条例にしたほうがいいのではないかと、私はそんなふうに思うのですよ。ただ単に、例えば町長が14万円で副町長が9万円です。手当等に関しては、70万の計算でいっているのです、そうでしょう。そうすると、14万×12にしても168万円、年間。あるいは、副町長9万円にしたても108万です。これは、財政の見通しがたたないという時期を逸したのだろうと私はそう思っているのです。それは、総務課長が財政が担当しててずっと地方交付税が増額になったとか、すごく財政が良くなっている現状の中では、何も元に例えば今年1年であってもです、元に戻したほうがいいのではないかと私はそう思うのだけれども。その辺の、管理職会議等でいろいろ話し合ったということなのだけれども、その辺はその元に戻すという話にはならなかったのか。その辺ちょっと知っておきたい。

東出委員長 総務課長

大野総務課長 平成18年から財政の健全化収支計画を作成し取り組んできたという、これまでの経過はあります。その以前には、平成14年から特別職については独自削減を開始をしてきている。平成18年の財政収支計画を作成した時に、職員に給与の独自削減をお願いする一方で、この財政危機を招いた責任者としての責任の取り方ということで当初、40%の削減を自ら決断をした。その流れが今もまだ残っておりまして、平成25年度まで職員の人件費につきましては独自削減を続けることとなっております。その事を捉えますと、町長をはじめ特別職の独自削減を全て軽減するということには、元に戻すことにはなかなかならない。これは、職員との約束の事項でございますので、ただこの度提案させてもらっているのは平成19年から取り組んだ平均10%程度の削減率が、今日5%まで下がって4.5%まで下がっているということで40%を20%、33.6だったと思いますけれど、これを15%というようなことで提案をさせていただいております。このあと、25年度の新年度の運営状況によって財政健全化計画はすでに、1月にこのあと平成36年までの分を作成しているのですけれども、今年の実績あるいは24年度の実績、そして25年度の見込みの中で独自削減がなくすると言いますか、廃止することができるような状況になればそういったことについても検討をしていけるかなというふうに思っております。それと、提案の手法としては、独自削減の決定が遅れる場合、12月までに決定がされていない場合には、新年度予算は削減をしない額で提案した方がのちのちは補正とは逆に減額提案になりますので、そういう手法のほうがいいのかなというふうに思っております。

以上です。

東出委員長 又地委員。

又地委員 「職員の部分」といま総務課長が言ったけれど、職員の部分に関しては、例えば国のほうで国家公務員並に下げろですよ。うちの場合は、102.4ポイントだから100を超えているのです。逆に、もしやらないと駄目だということになればもう少し、現状からです。現状の給料よりも、もう少し下げないと駄目なのかという今年1年だけれど。そういうあれがあるので、職員の部分は例えば職員も元に戻してしまっただけで国のほうから、要は木古内さんと、そうすると「交付税が減額になるよ」とかというややこしい問題が起きる可能性がある。そういう部分では、現在の木古内町の給料は国家公務員よりも2.4ポイント、確かそのくらいだと思うのだけれども、まだ高いと国のほうから下げろということになれば、またややこしい問題が起きるので、私は職員の給料は現状のままで辛抱してもらおうと、それはそれで私はいいと思う。ただ町長、副町長の部分に関しては、何ら元に戻してもさほど影響はないのではないのかと、私はそういうふうに思っているのです。だから、何もあえて、例えば70万のものを14万減額で56にするとか、町長は60のものを9万減額して51にするとかということよりも、もう元に戻してしまうというほうがスッキリしているのではないのかなというふうに私は思っているのです。かと言って、だからと言ってさほど財政にも、それは当初はそうだったかもわからない、出発の時はね。だけどその後、安定してきている訳ですし、老健にしても病院にしても全適で今度向こうは向こうで給料体系だとか、いろいろ人事の事から全部向こうでやる訳ですから、元に戻してもいいのではないかなと思うのだけれども駄目なのかな。私は、他の委員の皆さんがどのように思っているのかだけだと思うのです、私は。不可能な事ではないと思う。何も無理な事では、財政的

にも無理な事ではないのではないのかなと思うのですが。

東出委員長 再度、総務課長。

大野総務課長 今日、木古内町の財政状況が好転をしてきた背景の中には二つございまして、議会の議員さんをはじめ町民の皆さんのサービス低下も含めてですけれども、財政健全化にご協力をいただいている。一方で、職員の人件費についての減額での効果額。この両方が相まって今日の財政の少し良くなっているという単年度の黒字が計上できているという状況でありますので、その中で職員の皆さんの代表である対応団体、職員団体との協議の中で、これは町長が真摯に話をし協力を求める中で「自らも削減をするので、職員の皆さんにも協力を願いたい」という背景で進めてきているこの特別職の報酬減額でありますので、職員が削減を行わないという方向が見えた時に始めて特別職についても減額をしないという事で進めていきたいというふうに思っております。

東出委員長 そのほか、新井田委員。

新井田委員 ちょっと素朴な質問なのですけれど先ほど大野課長からですね、この予算に差額の部分は取り入れていないと。これは何か意図するものがあるのでしょうか。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 12月に新年度予算というのは取りまとめをしているのですが、その時点で削減率についての緩和が合意という状況にはございませんでした。それでそのあと、職員団体のほうと協議をしながら先ほど来申し上げてるのですが、独自削減を協力する一方で自らも削減をするのだという考え方の中で進んでおりましたので、職員との協議は大事な場面という事で今回、提案するにあたってはその確認といえますか、合意は形成できているのですが、12月時点では前年度のままでというのは21万円の、あるいは副町長は14万円の削減ということで事務方が予算といえますか、私のほうで指示して予算のほうを組んだものですから不足するような状況になっております。誠に申し訳ございません。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 いま、我々は確認できなかったことなどがあります。総務課長の答弁の中で、確認できたのですが、この今日までその追加提案になったという。なぜ、この町長の給与に係わる部分が追加提案で出てくるのかなと不思議に思っているのですよ。本来であれば、当初予算にきちんとやっぱり乗っかるべき部分であるし、いま組合との合意の遅れがこういう追加提案になって、何か年明け25年になってから老健問題あり、行革の部分はその時点で整理しての議会の提示等あった管理職手当もそうですし、当初きょうの説明を聞くまでは財政が良かったらこの際、軽減しようというような部分の思いつきの発想でこんな追加提案をしたのかなと思ってすごく憤慨してたのですが、前段の協議が遅れてこうなったと。あまり格好はよくないなというのが率直なところ。やっぱり、この事がやっぱり一番心配なのが我々、一般質問等の中でいろいろな諸課題を町長に求めてきたのですが、やっぱり「財政が財政が」ということでなかなか実施に踏み切れなかった。今度は、財政がというその壁はなくなったということでいいのであれば今後、6月の議会等の中では再度、その部分の実現に向けたそういうものをしなければ、町民には町長の給料、管理職、職員は削減をしているけれど、「これこれこうだって財政がいい」、そして今回は町民還元の部分ではゴミ袋を元の価格に戻した部分がありますし、新たな試みの部分があるのですが、やっぱり今後はそういう部分では、我々議会としてもそう

いう判断の基で今後やっぱり一般質問を含めて、議会の議論をしていければと思っておりますからある面ではよかったなど。町民の為にこういうものを今度実現、来年度はやってもらえるのかという期待はしていますので、そういう部分で一つ町長よろしくお願いします。

東出委員長 要望でよろしいですね。総務課長。

大野総務課長 手続きが遅れたということで、これは私の方の提案が遅れましたので率直にお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それで、財政が良くなってその分町民還元がいまできる状況かということで、そういった観点でご発言がございました。元々、財政の健全化に取り組む時には不要・不急の事業ですとか、歳出をどのように削減するかということで事業の見直しを行っていくその中で、財源を生み出せる、生み出す事ができればいいのですが、職員の人件費というのはこれは職員に責任があって財政を悪化させているという状況では私はないというふうに判断をしております。ただ、その時に財政が悪くなった自治体で働いてる者として、「財政健全化に取り組んでいくために協力をしましょう」という姿勢はこれは持つのは当然でございます。そこはそこで職員にもお願いして健全化にも取り組んでいくわけですけど、その事によって財源が生まれたから、ではそれは全て住民のほうにという考えに立つのか、一方で職員のほうに向けてどの程度回復といいますか、緩和をしていくのか。これは、両方一緒に考えていかなければならないことです。そのために、23年度の時に町長が進めたい施策ということで保育料の軽減ですとか、あるいは新たに中学生の無料化、あわせて職員の人件費の緩和もさせていただきました。これは一緒にやらないと、なかなか協力を自ら財政を自治体の財政を良くしていこうという職員の気持ちが、別な方向になってしまうのではないかという不安もあります。ということですので、全てがいま蓄えている財政調整基金が住民の皆さんが蓄えたというふうに言いたい所なのですけれども、その中には職員の努力もあるということを是非ご理解をいただければというふうに思います。

よろしくお願いします。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、議案第44号については審議を終了をさせていただきます。

続きまして次、議案第45号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。総務課長の説明を求めます。総務課長。

大野総務課長 それでは、追加資料の議案第45号をお開き願います。本改正条例につきましては、1点目としまして、平成25年度に限り、教育長の給与を月額8万4,000円減額するものであります。2点目としまして、期末手当の支給につきまして、割合を平成25年度に限り、6月の支給割合は100分の122.5を100分の105に、12月の支給割合は100分の137.5を100分の110に減率するものでございます。なお、期末手当のほかに勤勉手当がございますので、100分の60という手当がございます。附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしております。こちらの教育長の給与条例につきましても、特別職に関する独自削減の提案と同様でして、事務方私のほうの手続きが遅れ職員団体との合意が遅れたということでこのような追加提案となっていることをお詫び申し上げます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

東出委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ声あり）

東出委員長 質疑がないものとし、議案第45号については質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」という声有り）

東出委員長 それでは、条例関係はこれで終わりましたので今回は一般会計予算関係に入りたいと思います。準備ができるまで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時26分

東出委員長 それでは一般会計について総務課の所管の部分の説明を願います。

総務課長。

大野総務課長 それでは平成25年度当初予算の概要について、まずご説明をいたします。概要は、資料番号2の1ページからです。平成25年度当初予算の全般的事項についてご説明いたします。当初予算における施策別の特徴について、比較的、事業費の大きなものを6つの分野に分けて抽出し、それぞれ事業費総額を掲載しております。まず、(1)の「新幹線駅開業を核とした観光推進関連事業」についてですが、事業費総額は、2億7,479万2,000円で、そのうち新幹線建設負担金とJR木古内駅東側の駐車場整備事業が8割を占めております。また、米印に記載のとおり、平成25年度予算に計上予定であった大型事業は国の緊急経済対策に伴い平成24年度に前倒しとなっております。続いて、(2)の「一次産業、二次産業を活用した事業展開」につきましても、事業費計3,322万円となっております。掲載の企業は昨年以前から継続実施しているものです。(3)の「少子高齢化社会における保健福祉増進事業の継続・拡充」、及び(4)の「地域医療の確保対策事業」についても継続事業となっております。事業費の計はそれぞれ記載のとおりです。(5)の「安心・安全な町づくり実現のための防災・防犯対策事業」に掲載の、防犯灯補助事業については、平成25年度からLED化に対する補助率を3分の1から2分の1に引き上げております。(6)の「教育環境の改善・向上、ゆたかな文化を育む事業」についても、継続事業ですが、外国語指導助手（ALT）の更新や、文化財発掘事業の拡充などにより増額となっております。

次に、2ページについてですが、歳入の主なものの計上額と、歳入総額に対する構成比を掲載しております。2ページ後段から4ページまでは、当初予算における款ごとの計上額の大きなものを列記しておりますが、内容についてはこのあと各担当課の予算審議で説明されますので割愛させていただきます。5ページについては、他会計及び一部事務組合等に対する負担金等を再掲しております。また、一般会計以外の全会計分の当初予算規模と、前年からの増減額を掲載しておりますのでご確認願います。なお、昨年度は町長選挙の年で骨格予算となっております。また、今年度については国の経済対策に伴い、大型事業の前倒しを行っていることから、前年対比がしづらいのですが、仮に特殊事情が無かったとすれば、一般会計では約1億3,000万円の減額となっております。また、当初時点での歳入不足を補う財政調整基金からの繰り入れについては、3,830万円となっております。

それでは、予算書でご説明を申し上げます。歳出予算の75ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、1節 報酬は、嘱託員5名分と各種委

員会委員報酬で、1,942万7,000円を計上をしております。4節 共済費は、嘱託員5名分と非常勤職員等2名分で、365万5,000円を計上をしております。7節 賃金、非常勤職員等と病気休暇者の代替職員を見込み、非常勤職員等2名分の賃金で前年度より、31万2,000円増の、353万8,000円を計上をしております。9節 旅費は、費用弁償、普通旅費及び新規採用職員2名分の赴任旅費、150万円を計上しております。10節 交際費、11節 需用費、76ページに入りまして、12節 役務費に関しては前年度と同額の予算となっております。

続いて77ページです。13節 委託料につきましては、庁舎内で使用しているサーバー及び職員用端末の耐用年数が経過し、故障発生時の部品調達が困難となっていることから、庁内LAN更新委託料として、5,336万1,000円を、その他、エルタックス、電子申告連携システム導入委託料、法人住民税システム導入委託料等で、6,543万5,000円を計上しております。14節 使用料及び賃借料は、給与システム電算機の耐用年数が経過していることから、更新が必要となるため、83万3,000円の増、442万円を計上しております。18節 備品購入費、町の6施設に設置しているAEDのバッテリー、総合行政システムの端末機及び、UPS装置バッテリー購入費として、372万4,000円を計上しております。

続いて78ページです。19節 負担金補助及び交付金については、ほぼ前年と同様ですが、増減額が大きいものとしましては、他自治体所在高等学校通学補助金、知内高校と福島高校になります。1学年が北海道通学助成の対象外となり、その分を町補助で行うため70万円の増と、渡島町村会への負担金が34万3,000円の増。この増額分につきましては、北海道町村会と渡島町村会の会計処理上の変更に伴うものであるため、負担金相当分については北海道町村会から同額を各市町村へ交付することとなります。

続いて79ページです。23節 償還金利子及び割引料、総合行政システム取得代金償還金分、1,142万円を計上しております。25節 積立金、基金の利息相当額で、558万4,000円を計上しております。前年度対比、143万5,000円の増になっているのは、財政調整基金及び備荒資金積立金の増によるものです。

続いて、2目 職員厚生費について説明いたします。8節 報償費ですが、職員研修講師謝金として、3万1,000円を計上しております。9節 旅費、職員研修計画に基づき、新採用職員等の研修旅費として、70万1,000円を計上しております。13節 委託料は、職員健康診断委託料、164万4,000円を計上しております。

147ページをお開き願います。消防費です。9款 消防費、1項 消防費、1目 消防費について説明いたします。19節 負担金補助及び交付金については、前年度対比、1,558万4,000円の増額となっておりますが、事務局費で3年間分の退職手当組合負担金精算分等で、1,540万7,000円の増額となっております。2目 災害対策費については、全体で前年度より、160万6,000円の減額予算となっております。11節 需用費については、防災訓練用に使用する食料を購入するため、食糧費を増額計上しておりますが、需用費総額としては前年度より、3万2,000円の減額となっております。12節 役務費ですが、昨年度は5年ごとに申請する無線局再免許申請手数料を計上しておりましたが、今年度は必要ないため減額となっております。13節 委託料につきましても、防災無線屋外子局の支柱ボルト取替及び総合行政ネットワーク着信灯の設置が昨年度で終了したことにより、前年度より減額となっております。18節 備品購入費ですが、災害時の安全対策のため、職員用ヘルメット等について順次、購入するための費用です。

続きまして、176ページと177ページをお開き願います。12款 公債費、1項 公債費、1目 元金、23節 償還金利子及び割引料は、前年度対比、94万4,000円増の、4億3,323万1,000円を計上しております。2目 利子、23節 償還金利子及び割引料は、対前年度比、435万4,000円減の、6,572万3,000円を計上しております。

続いて179ページです。14款 1項、1目 職員給与費ですが、2節 給料、3節 職員手当等、4節 共済費については、退職による職員が減少したことなどにより、4,891万4,000円の減額、総額では、5億1,066万6,000円となっています。

続いて181ページをお開き願います。15款 1項、1目 予備費は前年度同額の200万円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。なお、183ページから188ページについては給与関係等の明細を、189ページには債務負担行為に関する調書を、190ページには、地方債に関する調書を掲載しておりますので、それぞれご参照をお願いします。

東出委員長 総務課所管の歳出の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。竹田委員。

竹田委員 総務課長の147ページの消防費の関係で聞きもらした部分もあるんですけど、1,500万円平年より増えたのは退職組合の負担の部分と言いましたか。

東出委員長 再度説明をもらえばいいのでしょうか。竹田委員。

竹田委員 再度説明、その部分が事務局費で昨年までは500万、今年度2,000万円が予算計上になってるのかという説明をお願いしたいと思います。

東出委員長 消防費について説明を求めていますので、総務課長。

大野総務課長 市町村の職員が加盟している退職手当組合、北海道一円で運営をしておりますけれども、退職金の支払いに関してはそれぞれ3年間で積み立てをし、3年ごとに精算することになっています。毎年、退職者が出て退職手当が支払いをされるわけですが、積み立てをした分でまかなえるか、足りなければ追加納付ということになるわけです。

今回、精算分で1,540万7,000円は増額ということで、これは支払いが増えるということになります。

東出委員長 よろしいでしょうか。竹田委員。

竹田委員 いま、退職手当組合とのやりとりの中での部分で、3年に1回の精算行為がこのようなことになるのかと。これは、消防ばかりではなくて、うちの職員もそうなのだろうけれど、ただ心配なのはいま定年退職を含めて少ないのですが、役場を捉えればあと1、2年で複数の退職者が発生する。そういう部分、一気に例えば3年分の精算だということでは何千万も例えば負担増になるということではなく、やっぱり計画的なその負担金の納入を適切にやらないと消防は、たぶん1人か2人の部分の3年分の推移なのかと思いますけれど。やっぱり、いま役場の部分見ればここ2、3年を固めたらかなりな人数になって、それがやっぱりこの財政の急激に財政負担が伴うことであれば健全な財政運営にならないような気がするものですから、その辺はきちんと適切なやっぱり負担金の納入を含めて、最終的な精査は3年に一遍の精査でいいと思いますけれど、そのような偏りのないような負担金の整理の仕方に努力してもらいたいというふうに思います。

東出委員長 その他。平野委員。

平野委員 進行についての質問なのですが、冒頭の委員長の挨拶からでも簡潔に要

点だけ説明しろということでページの飛ばしについてではなく、担当の総務課のページについては全部触れていきましたよね。まず、それ一点確認です。それから、昨年度も話たのですけど75ページの交際費です、町長交際費。これについて、予算の計上に関しては何ら問題ないのですけども、昨年の決算委員会の際にも予算の時でしょうか。町民から「平等に買っていただきたい」と要望を答えてもらいまして、うちもはじめてご祝儀に木古内町長というのしを書かせていただきました。これあくまでうちでどうこうという話ではなくて、引き続き、平等に買っていただけるように再度要望をしておきますので、よろしくお願いします。

それから、147ページ。災害対策費なのですけれども、今年度は木古内町の防災のマニュアルもできあがってきたということで、日頃の委員会から避難訓練でしたり備蓄品の補充について強く各議員からも指摘されているところであります。

そんな中、昨年度よりも160万円の減、聞き漏らしたかもしれませんが、この大きな減の要素をもう一度ちょっとお聞かせください。

東出委員長 尾坂主幹。

尾坂主幹 それでは、いま昨年よりも160万6,000円減額と大きくなっていると言いましたけれども、大きなものとしましては、屋外子局の支柱ボルト、その取り替えが63万4,000円、さらに無線局の申請手数料の18万5,000円、さらに総合行政ネットワーク着信等が15万円ということで大きく減額、それと津波の防災マップ370万円、そういう関係で大きく減額になっております。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 最初にご質問といいますか、確認されましたページを追って説明をしておりますので、割愛した部分はありません。ただ、選挙と監査の部分ですが、選挙とこれはのちほど説明をいたしますので、先ほど話かけてやめたのですけど、これはのちほど説明をいたします。

東出委員長 平野委員。

平野委員 災害の部分で、昨年の370万円防災マップを引きますと単純に80万円程度しかなかったのでしょうか。

その他の部分については、今年度は充実させた内容だという認識でよろしいでしょうか。

その他と言いますと、先程言いました避難訓練ですとか備蓄品の部分について、昨年度よりも予算は全体的な部分で減ったけれども、その分は増えたという認識でよろしいでしょうか。

東出委員長 尾坂主幹。

尾坂主幹 総体的なそういう備蓄品等については、昨年度と同額となっております。

それと、食料費として今回は需用費で訓練用のアルファ米、そういう購入に關しての需用費の増額はしております。

東出委員長 平野委員、いいですか。平野委員。

平野委員 はい、いいです。

東出委員長 そのほか。竹田委員。

竹田委員 一点、パソコンLANの関係ですけれども、例えばこの一般管理費をみても、需用費の關係の修繕費の計上。委託料でLANの更新委託等々、後段も含めて、それと賃借料で

電算機の借り上げ、ルーター、ウィルス対策を含めて、備品購入では総合行政システムの端末機の備品で扱わなければならないもの。去年は、確かパソコンの備品購入で何台か去年は購入してるのです。今年度は、この賃借で電算機の借り上げになっている。これは、パソコンでなくてサーバーか何かの本体のことを言ってるのかどうなのか。そのことをまず確認したいのと、いま庁全体の中でこのパソコン、いまこの時代に合ったその機器だと思うのですけれど、全庁を合わせればものすごい金額になるのかなという気がします。その部分でのやっぱり何らかのやっぱり効果、当然機械ですから耐用年数がきますと更新しなければならない部分を含めて、やっぱり長期のLANを含めたこの電算の長期ビジョンもあっていいのかという。そして、何年にはこういう更新時が伴って多額な1億も投入しなければならないだとか、あと普段の年は1,000万円位で保守を含めた部分で間に合うのかという部分の計画を立てるべきでないのかというふうに思うのですけれど面倒なのかどうなのか。それと、やっぱりいまの借り上げ等、購入等の部分でその辺の兼ね合いをちょっと説明していただければと思います。

東出委員長 将来展望も含めて、総務課長。

大野総務課長 現在、役場の中で運用している大きなシステムについては、総合行政と庁内LAN。総合行政につきましては、税務の申告、あるいは戸籍・国保、こういった業務処理に関するシステムです。庁内LANは、職員の机の上にパソコンがあるのは皆さんご存じだと思いますけれども、日々のそれぞれの業務処理、書類を送ったり受け取ったりこういったことに使用をしています。大きく二つに分かれておまして、こちらについてはそれぞれソフト・ハード共、ハードであれば5年から機械類は5年から7年使うと更新、あるいはソフトについては入っているOS、それがウィンドウズのXPから今はウィンドウズ7ですか、こういったものに替えていかなければならないと。XPについては、保守がメーカーのほうでなくなるとこういうふうになると替えていかなければならない。これについては、事前に把握をしておりますので更新の年次計画は立てておきます。今回は、庁内LANについて、これは委託で導入したほうがそのあとのアフターといいますか、保守も含めて安定運営ができるということでそういう形態をとっております。また、職員の机の上で作業を行っているハード機器についても、更新時期の前にとといいますか、少し古い物を利用してそのまま長くなっているというものがあるものですから、そういう物についても年次更新をしていくということで、そちらについては備品購入というような考え方で進めております。

東出委員長 よろしいですか。そのほか、答弁漏れですか。総務課長。

大野総務課長 すみません。確かルーターという話をしたと思うのですけれど、これは通信回線を利用するためにルーターというマシンをかませます。というか、その中を通過して通信回線に入っていくということで、これは使用料ということで借り上げをして運用しているという状況です。

東出委員長 平野委員。

平野委員 すみません。先ほどの話にちょっと戻るのですけれども先ほどの答弁ですね。災害の対策費で、マップの作成で370万というお話をちょっと聞き逃したのですけれども、どこに載っているのですか、去年の。

東出委員長 尾坂主幹。

尾坂主幹 津波防災マップ、いま作成で今月にできてくるのですけれど、それに関しては

補正で計上しております。先ほどちょっと説明で抜けたのですけれども昨年、避難場所の標識で40万計上しておりますので、その分も今回は落ちていますので160万。370万はちょっと違うのですけれども、当初の160万の減額という要素はいまの私が抜かしてました避難路の標識等の40万が加わります。370万に関しては5月の補正で計上しております。

東出委員長 平野議員。

平野議員 ですから、この160万の減に対してはその370万は全然まず入っていないということで、この減に対する答弁がその防災マップの話をするのは全然おかど違いなのかなとまずは思いました。それで、その標識ですとか防災無線の工事代が去年はかかったけれども、今年はかからないということでの160万の減だという説明なののですけれども、一番大事な備蓄品の購入、それから避難訓練の実施について充実されたのですかという認識で話しましたら、充実されたというお答えだったのですけれども、実際昨年と比べてみると備蓄品の部分については約5万円ですか食料品に関しては、避難訓練の部分については載っていないと思うのですけれども、避難訓練は順次、地域毎に開催していくというような委員会の中での話だったと思うのですけれども、その部分の予算はとってないというのは、やらない、今年度もやれないというものなのか、それとも予算の計上まで準備が進んでいないということなのか、ご説明いただきたい。以上です。

東出委員長 尾坂主幹。

尾坂主幹 先ほど事業費のほうで説明したのですけれども、防災訓練用食料費としまして今回7万円ほど計上させていただいております。ですから、訓練はしないということではなくて7万円の計上をしています。全体としては、需用費は減額となっておりますけれども訓練は考えております。

東出委員長 いいですか。平野委員。

平野委員 いいです。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ歳入に入ります。歳入をやったら休憩したいと思います。

総務課長。

大野総務課長 それでは、歳入についてご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。28ページの2款 地方譲与税から、37ページ、10款 交通安全対策特別交付金までにつきましては、総務省が提示する地方財政対策における交付総額見込と、前年度までの実交付額の推移を基に推計し計上しております。これら交付金等の総額の前年との対比額は、905万円の減となっております。

36ページをお開き願います。9款 1項、1目 地方交付税は、対前年度比、9,200万円増の20億7,200万円を計上しております。内訳としまして、普通交付税は、対前年度比で9,500万円増の18億8,500万円を計上しております。当初予算対比では増となっておりますが、平成24年度の実績見込との対比では、9,628万2,000円の減となります。積算については、総務省から例年ですと1月末頃に、積算に使用する係数が示されますが、今年度については衆議選に伴う大型補正の影響で提示が遅れていることから、昨年の係数を用い算出しております。特別交付税は、国の交付税総額における配分枠が6%程度となっており、この配分枠について縮小案も出ておりましたが、平成25年度までは縮小せずに据え置きとな

ったことから、前年とほぼ同額の1億8,700万円を計上しております。

続いて48ページです。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金のうち自衛隊募集事務委託金、1万2,000円でございますが、自衛隊募集事務に伴う国からの委託金を計上しています。

続いて57ページです。15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目1節 利子及び配当金は、基金積立金利子収入など、対前年度比、143万5,000円増の、561万7,000円を計上しております。

続いて58ページです。15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金、1節 利子及び配当金の株式配当金、5万円でございますが、所有株式3社からの配当金です。

続いて60ページです。16款 寄附金、1項 寄附金、1目 一般寄附金、1節 一般寄附金は、1万円を計上し、3目 教育費寄附金、1節 教育費寄附金並びに、61ページに入りますが、4目 まちづくり応援寄附金、1節 まちづくり応援寄附金についても1万円を計上しています。

続いて62ページです。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金は、当初予算段階での収支不足を補うための繰入となっております。

続いて63ページです。2項 特別会計繰入金、1目 病院事業会計繰入金は、2,009万3,000円を計上しています。これは、地域医療確保対策として交付税措置の高い、過疎債ソフト分の借入が出来ますが、そのうち病院会計相当分については、病院会計で負担してもらうための繰入となっております。

続いて64ページです。18款 1項 1目 繰越金は、前年度繰越金として、100万円を計上しています。

続いて66ページです。19款 諸収入、2項 1目 預金利子は、通常預金等の預金利子として、3万円を計上しています。

続いて70ページです。5項 1目 4節 雑入中、新市町村振興宝くじ交付金の、216万8,000円です。70ページに記載の上から6段目の福祉協会外保険手数料・生命保険健康証明、15万5,000円、福祉協会加入促進交付金、15万円、職員総合健診本人負担分、22万8,000円、北海道町村会より、人づくり・地域づくり交付金、34万3,000円、下から4段目の雇用保険繰替金、43万6,000円、下から1段目コピー料金等3万円の計6本、総額、134万2,000円が総務所管分です。

続いて71ページです。20款 1項 町債、1目 総務債は、後年度の交付税で補てんされる臨時財政対策債として、1億4,900万円、過疎地域自立促進特別事業債、6,080万円、新幹線負担金に充当の新幹線整備事業債として、1億3,240万円、水産業施設整備事業債、940万円。72ページに入り、道路整備事業債、550万円、駐車場整備事業債、2,800万円、消防施設整備事業債、400万円、体育施設改修事業債、1,210万円を計上し、町債総額で4億120万円を計上しております。

以上、歳入の説明を終了いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 歳入の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、2時20分まで暫時休憩いたします。

もし気がついたらあればまた受けたいと思いますので、とりあえず2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

(2) 選管・監査

東出委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

それでは先に選挙費。総務課長説明願います。総務課長。

大野総務課長 それでは、93ページをお開き願います。選挙管理委員会分です。2款 総務費、4項 選挙費、1目 選挙管理委員会費について説明いたします。本年度予算額、33万円、前年度予算額、32万3,000円、7,000円の増額となっております。1節 報酬は、14万7,000円の計上をしております。前年度より2万1,000円の減額となっておりますが、選挙管理委員会回数削減によるものです。9節 旅費は、7万4,000円を計上しており、前年度より8,000円の減額となっております。11節 需用費につきましては、5万7,000円の計上をしております。前年度と同額となっております。19節 負担金補助及び交付金は、5万2,000円の計上をしております。前年度より、3万6,000円の増額となっております。このことは、渡島町村選挙管理委員会連合会定期総会及び研修会が当町で開催されることに伴う増額でございます。

続きまして、2目 参議院議員選挙費について説明いたします。ことし7月28日任期満了となる参議院議員選挙についての予算です。1節 報酬につきましては、投開票管理者・立会人の報酬として、104万3,000円。

94ページに入り、3節 職員手当等は、投開票事務を行う職員の時間外手当、管理職特別勤務手当として、345万3,000円、7節 賃金は、11万4,000円、8節 報償費は、15万円、11節 需用費につきましては、133万8,000円、12節 役務費は、郵便料、啓発用看板筆耕料等で、37万8,000円、14節 使用料及び賃借料につきましては、投票所借上料としまして、7,000円。

95ページに入りまして、16節 原材料費は、ポスター掲示板設置に伴う支柱等材料購入で、10万円、合計で、658万3,000円計上しております。

委員長、歳入もよろしいでしょうか。

東出委員長 入ってください。総務課長。

大野総務課長 歳入につきましては、48ページです。13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、2節 選挙費委託金で、参議院議員選挙費委託金として歳出と同額の、658万3,000円を計上しております。以上です。

東出委員長 選挙費の歳出歳入説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

竹田委員。

竹田委員 今回の7月に行われる参議院の選挙費の関係なのですが、前回衆議院の選挙の時も確認をしたのですが、例えば雇用の場の提供するという部分では、例えば掲示板の設

置について直営でやるのではなくて、そのできるものを国からくる委託金でまかなう部分については、努めてそういう部分について配慮するというようなことも答弁いただいておりますので、今回の参議院の選挙についてはどのような考えなのか。ちょっと前年比の比較等ができないものですから、そういう考えなのか。あくまでも、従前のような考えで選挙の準備をするのかという部分について確認をしたいと思います。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 7月に予定されております参議院議員選挙についての予算計上につきましては、従来と同様に直営で実施をするという考え方で予算計上をさせてもらっております。

選挙費についても、国のほうでは減額というような方法で予算が計上されておまして、毎回選挙が行われるたびに数%の減額交付という状況になってきています。そういう中では、なかなか大きな予算を組んで地元のかたの雇用というところにつなげられるかという、せっかくなる管理作業員でございますので直営でいまはやって、補助といいますか、交付金の範囲内で選挙が終了するように努めているところでございます。

東出委員長 よろしいですか。竹田委員。

竹田委員 確かに、この計上されてる658万、これが国から交付金でくる部分のMAXだというまず捉え方をしているのかどうなのかという部分と、こういう部分でないと雇用の場という拡大するというのができないという気がするのです。例えば、北斗市なんかを見れば業者に委託をして掲示板の設置をしてるというふうに見受けられるものですから、そのことが我が町でもそういうふうにはできないのかなという思いも含めた確認ですのでよろしくをお願いします。

東出委員長 総務課長。

大野総務課長 選挙費につきましては、3年に1度の参議院議員選挙において、国の補助の方向というのが決められています。今回の参議院議員選挙費につきましても、交付金が減額をされるという見込みでございますので、それを見込んでの算計上で、ほぼこの金額に見合う交付金がくるであろうというふうな予想は立ててはいますが、なるべく選挙の実施時期になると、もう少し細かい国からの方針が示されますので、オーバーするような状況であれば切り詰めて、更にこの金額をまだ詰めて執行していくような考え方でおります。そうすると、なかなか直営から事業者へ委託なりをしていくということは困難な状況かなと思っております。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、次に入ってください。監査委員費、総務課長。

大野総務課長 続きまして97ページ、監査委員分です。監査委員につきましては、歳出のみの予算となっております。2款 総務費、6項 監査委員費、1目 監査委員費です。本年度予算額、120万9,000円、前年度予算額、120万9,000円で増減はありません。1節 報酬につきましては、80万4,000円、9節 旅費につきましては、12万7,000円、11節 需用費につきましては、25万円、19節 負担金補助及び交付金は、2万8,000円です。

以上でございます。

東出委員長 監査委員費、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、監査委員費を終了いたします。

これをもって、総務課所管の本年度予算の説明が全部終わりました。

ただ皆さん、ここを忘れてたなというものがあれば1、2点だけで。

吉田委員。

吉田委員 今回の議案の差し替え等云々、そして議員の皆様からもかなり苦情が出てました。今後、このようなことがこれから管理職も変わっていきます。人事も変わっていきませんが、是非もっと少ないような形の中で行いたいと思いますので、そこは肝に銘じてこれから仕事をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

東出委員長 注意を喚起されましたので、どうか今後気をつけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、総務課の審査をこれで終わりたいと思います。

総務課の皆さんどうもご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時39分

(3) 建設水道課

議案第24号 木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について

議案第25号 木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について

議案第30号 木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第32号 木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について

議案第33号 木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第34号 木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第35号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課の皆さん、どうもご苦労様でございます。

さっそく審査に入りたいと思いますが、関連する条例がございますので、それを先に進めたいと思います。進め方については、課長のほうにお任せをいたしますので、よろしく願いいたします。

さっそく入ってください。

若山建設水道課長 私のほうから、建設水道課所管に係わる予算案及び関連の条例改正及び制定を説明させていただきます。

先に、本日の説明員を紹介したいと思います。私の左手、主幹の小池兼建築担当主査です。こちら側で、施設担当主査の木村です。同じく、財産担当加藤です。私の後ろが、土木担当主査、構口です。上下水道業務担当主査、吉田です。主任の小田島です。同じく主任、木本です。同じく主任、岩本です。よろしく願いします。

私のほうからまず、議案第24号 木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定についてご説明申し上げます。

今回の条例制定については、平成23年5月2日公布、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、このあと一括法と呼ばせていただきますが、において、道路法第30条第3項で定める「道路の構造の技術的基準及び道路法第45条第3項で定める」道路標識の設置は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなりました。

条例制定となる基準は、参酌すべき基準である、道路構造令及び道路法施行令を基本とする内容となっています。

第1条では、本条例の趣旨について、第2条では定義を、第3条では道路の区分を、第4条では町道の新設及び改築する場合の技術的基準を定めています。

第5条から第44条までは、町道の技術的基準について車線、路肩、停車帯、歩道、植樹帯、設計速度、縦断勾配、横断勾配、排水施設、交通安全施設等について詳細に定めています。

第45条では、道路に設ける道路標識の寸法について、国道、道道との整合性を考慮するものとしています。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成25年4月1日から施行するとし、第2項では、経過措置として、この条例の施行の際、現に新設又は改築中の道路については、旧道路構造令の規定の例によるものとしています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 議案第24号について説明が終わりましたので、委員の皆さんからの質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

東出委員長 ないようでございますので、議案第24号については質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」という声有り）

東出委員長 それでは、次に入ってください。

議案第25号 木古内町高齢者木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。若山課長。

若山建設水道課長 ただいま上程になりました、議案第25号 木古内町高齢者、障害者等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について、ご説明を申し上げます。

今回の条例制定については、一括法において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、高齢者、障害者等が円滑に移動できる道路をつくるための基準について、条例で定めることができるようになりました。

このため、町道が国道や道道と繋がっている状況等から、国が定めている基準に準じた内容となっています。

第1条では本条例の趣旨について、第2条では定義を定めています。

第3条から第10条については、歩道の設置並びに有効幅員、舗装、勾配、車道等の分離、

高さ、横断歩道に接続する歩道、車両乗り入れ部等について定めています。

第11条から第16条については、立体横断施設の構造、第17条から第18条では乗合自動車停留所、第19条から第29条では自動車駐車場、第30条から第34条では移動円滑化のために必要なその他の施設等について定めています。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成25年4月1日から施行するとし、第2項から第6項では、歩道の有効幅員について経過措置を設けています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 議案第25号について説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

又地委員。

又地委員 この条例、24号もそうなのですけれども、24号、25号の条例を制定することによって、我が町で手を加えるというか、我が町でするものがどういうものがあるのか。その辺について教えてほしいです。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 24号も先ほども申したとおり、もともと我々道路をやっている、作っていくあるいは管理していく中では、基準となるのは道路構造令を基準としておりました。

それが、一括法の関連で「自治体で、地方公共団体で条例で持ちなさい」ということなので今回、道路構造令を参酌し道路の基準。今回、いま出させていただいた高齢者等の条例については、いわゆる元からある通称「バリアフリー」といっている、高齢者や障害者等に優しい道路といいますか、そういう基準をいままで国が定めていたものを、「市町村も定めなさい」と。それに則って、今回定めるものです。町の特別な事情がある場合は、オリジナリティーもありかと思いますが、今回提案させていただいたのは、ほぼ国の例、省令等を参酌したものとなっています。

東出委員長 又地委員。

又地委員 ということは、「この条令を定めてもとりわけ、我が町で直していくなどというものはありません」という取り方でいいのですか。

東出委員長 現状を踏まえた部分で聞いていますので。若山課長。

若山建設水道課長 元々、道路ですとかこの件については、例えば北海道は積雪寒冷地という項目が位置づけの中で、道路構造令でも若干、その積雪寒冷地においてはこちらの表を使うとか、除雪を考慮する点が謳われていまして、今回はその構造令等である積雪寒冷地用のものをこちらの標準として載せておりまして、ですから積雪でない地区の路側帯、路肩が小さい場合もあるのですけれども、北海道寒冷地の場合は最初から、0.25とか0.5とか一ランク積雪寒冷地用の構造令で謳っていたものを最初から採用しているということです。

東出委員長 いま委員が聞きたいのは、いまある現状の町道があるでしょう。では、いま一括法でもって地方に降ろされたのかなのですけれども、この時点で何らいまの現状の道路で不都合がないのかということです。若山課長。

若山建設水道課長 申し訳ありません。現在、存在している道路については、このまま存続し今後、その道路を改築するにあたっては、今回の政令する基準に基づいて道路をつくっていきましようという意味合いです。

東出委員長 又地委員。

又地委員 わかりました。そうすると、例えば通学路になっている道道、こちらのほうの入口からちょっと来て中森さんの前からずっと小学校の通学路です。そうすると、歩道がないのです。そういうのは、これから道の事業としてやる場合は、「あれに沿った形での歩道だとかは付けますよと。付けないとだめなのです」という解釈でいいのですね。

（「はい」という声有り）

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 若干、関連の部分もあるのですが、この法律は例えば高齢者、障害者の移動を円滑に行うという法律に基づいた部分で、国が定めている部分を町も定めなさいという部分だと思えるのですけれども、やはりこういうものを町で定めればきちんと今後は、例えば歩道の確保。特に、いまのこういう積雪の時期です。例えば、駅前に降りたときの歩道。あそこはいま、ロードヒーティングが入っている部分、それはやはり生かすようにしなければ、いま財政も好転しているわけですから、そんな電気代がかかるだとか何だではなくて、あるものを使わないでどうするのだと。せつかく、こういう法律がもともと国にあって、今度町が定めるからにはきちんとそういうものを、歩道の確保だとか、そういうロードヒーティングがあるところは有効に活用するというふうにしなれば、何の法律だかわからなくなってしまうという恐れがあるわけですから、その辺はきちんと確認してこれからは段々、融雪の時期ですから、これからはそんなに心配はないと思いますけれども、次年の積雪の対応には十分配慮していただきたいということを申し添えておきます。

東出委員長 要望ですね。そのほか、佐藤委員。

佐藤委員 高齢者、障害者という文言が入ってくると質問しづらいものもあるのですが、18条で「乗り合い自動車も駐車場にはベンチ及びその上屋を設けるものとする」、この限りではないということは言われているのですが、この関係については今後どのようにお考えになっているのですか。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 今度、駅前通合わせて駅前広場ができます。いま、南口の駅広については、歩道上にシェルターを付ける予定となっています。そういうことをここでは謳われているのですけれども、先ほども又地委員からのお話もあったのですけれども、道道については北海道で、北海道も同じような条例を定めることとなっていますので、北海道も構造令に則るということなので、同じような中味になっているはずですので、それに則って駅前通合、駅前広場もつくられるものということです。

東出委員長 又地委員。

又地委員 この中に、橋も入っているのですね。橋は、これはあとで出てくるのかもしれないけれども予算のほうで。橋の耐震調査はやりましたよね。今年度になるの。そうしたら、あとでいいです。

東出委員長 そのほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

東出委員長 ないようでございますので、議案第25号については質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」という声有り）

東出委員長 それでは次、議案第30号 木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。若山課長。

若山建設水道課長 ただいま、上程になりました議案第30号「木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、改正理由をご説明を申し上げます。

資料番号1、議案説明資料の27ページから32ページをご参照下さい。

今回の条例改正については、地域主権一括法において、公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定により、公営住宅の整備に関しては地方公共団体の条例等で定めることとなりました。

条例制定となる基準は、参酌すべき基準である国土交通省令の公営住宅整備基準と同一の基準で、現存の木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の中に条文を追加し、改正する内容となっています。

合わせて、東日本大震災被災者に関する特例事項と、暴力団員に関する事項を追加するものです。

それでは、議案説明資料27ページをお開き願います。新旧対照表となっていますが、右側の欄が改正案でございます。

はじめに、条例題名の設置のあとに「、整備」の字句を追加し、題名を「木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例」に改め、目次、第2章のあとに「第2章の2 公営住宅の整備基準（第3条の2―第3条の17）」を追加するものです。

第1条中、共同施設のあとに「の設置、整備」の字句を追加し、第3条の次に、第2章の2 公営住宅等整備基準として 第3条の2から第3条の17まで、公営住宅の整備基準、健全な地域社会の形成、説明資料28ページの良好な居住環境の確保、費用の縮減への配慮、位置の選定、敷地の安全等、住棟等の基準、29ページに行きまして住宅の基準、住戸の基準、住戸内の各部、30ページにいきまして共用部分、附帯施設、児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路等の規定を追加するものです。

第6条の条文中の第3号のあとに、「並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第1号を除く。」を、第7条第2項の条文中の同条各号のあとに「（被災者及び居住制限者にあっては同条第1号を除く。）」の東日本大震災被災者に関する特例事項の規定を追加するものです。

第39条第6号は、条文を「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。」に改め、第61条は条文中の「公営住宅等の用に供されている土地」を「敷地」に文言整理するものです。

第63条は削除し、以降、第64条、第65条について1条ずつ繰り上げる内容となっています。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成25年4月1日から施行するとし、第2項では、現に存する公営住宅について経過措置を設けています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

東出委員長 議案第30号について説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。又地委員。

又地委員 31ページの課長が言った、福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する居

住制限者とはどういったものですか。

東出委員長 説明を求めていますので。

暫時、休憩をいたします。

休憩午後3時00分

再開午後3時01分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

小池主幹。

小池主幹 いまの原発事故によって、その地区に住んではならない人という意味で、原発の人が公営住宅に入る場合の基準です。その人が居住制限者になります。

東出委員長 又地委員、よろしいですか。そのほか。

佐藤委員。

佐藤委員 今回の改正後の28ページの関係でございますけれども、良好な居住環境の確保と。こういう改正がなされると、例えば中野団地あたりはまだ完全に舗装になっていないのですよね、道路が、衛生面も悪いし、快適でもないのです、ホコリもたつて。そういうものは、この改正ではどのように考えていかなければならないのか。

東出委員長 小池主幹。

小池主幹 今回のこの条例の制定は、いままで国の施行令か規則のほうの基準で定めてを、地方分権一括法によって条例で定めなさいということで今回決めました。いままでも公営住宅は、十分ない環境の元で建てなさいという基準は、そのまま国の基準としてありました。今後、公営住宅等を整備する場合、町の条例の則り十分な良い環境なものにしていきたいと思えます。

東出委員長 ただ、いま聞いているのは現状の住宅においてはどうなのですかということなのです。小池主幹。

小池主幹 いま、中野団地等を見ると十分な環境と言えない状態なものですから、予算の範囲で早めに整備していかなければならないと思っております。

東出委員長 そのほか。平野委員。

平野委員 今回の30号、その前の24も25も同様なのですけれども、このたび国の一括法により町で定めなさいということで町で定めることになりました。今後、建て替えあるいは道路を直す際にはその条例に従ってやるというお話もわかりました。ただ、現状を過去にさかのぼるとこの条例に適していない部分があるという現状の中、はたして町で条例を定めるということはその責任の重きを町が背負わなければならないという状況に変わった中で、町民に指摘を今後された場合に、町がどの程度直さなければならない部分をいまの同僚議員からの質問もそうなのですけれどもきちんと把握して、例えば順位付けではないですけれども、この中に沿っていない部分がある箇所がある。では、ここは優先的にこの条例に則って直さなければならないというきちんとしたデータ化をしているのかどうなのをお伺いします。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 道路についても住宅についても、町としての整備計画は持っております。

すので、それに則って今後進めていくわけなのですけれども、この進めて行く中では今回提案させていただいている条例に基づいたもので整備していくと。ただ、いまの既存にある施設については、この条例もさることながらいまでも維持管理には努めていますし、今後も現状維持以上の維持管理で維持していくという考えです。

東出委員長 平野委員。

平野委員 その説明はわかります。ただ、いままでは国のルールに基づいて町がつくっていましたと。ただ、今回は町の条例としてあげるわけですから、今後、これに則ってやるのは当たり前の話です。ただ、いままでの部分のできていないところを把握しているのかどうなのか。そのことをいまはず聞いています。住宅に関しても、道路もそうなのですけれども。その把握をきちんと、まずはその部分だけを。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 申し訳ありません。道路についても、昨年ことしと行っている橋りょう点検等もありますし、今年度繰り越しで舗装状況の点検等も行って行く予定で、そういう中でリストといいますか、優先順位等の今後の維持計画ができていくといくことです。住宅についても今年度、住生活基本計画及び公営住宅長寿命化の検討をしておりますので、その中で順次、今後の改築及び維持修繕の方策をデータ化しているところです。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、議案第30号については質疑を終了させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

東出委員長 では次に、議案第35号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。若山課長。

若山建設水道課長 ただ今、上程になりました議案第35号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、改正理由をご説明を申し上げます。

資料番号1、議案説明資料の56ページから59ページをご参照ください。

今回の条例改正については、道路法施行令の一部を改正する政令は、近年の基準地価の下落により平成20年、22年と二度にわたり改正されています。

これに伴い、各自治体は道路占用料の単価を政令並単価に改正し、引き下げています。

道内においても、平成24年3月末で113自治体が条例改正している状況等を勘案し、政令単価に値下げ改正するものです。

なお、今回の改正に合わせて字句並びに文言の整理について合わせて行うものです。

それでは、議案説明資料56ページをお開き願います。

新旧対照表となっておりますが、右側の欄が改正案となっております。

第1条、第2条、第3条、第4条及び第6条、第8条、第10条、第11条については、今回の改正に合わせて字句並びに文言の整理をするものです。

なお、第2条中の別表については、単価引き下げに伴い全面改正するものです。

57ページと58ページをご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 議案第35号について説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

又地委員。

又地委員 占用ですので、例えば道路工事等も占用になりますよね。例えば、ここに工事用板囲い、足場、詰所等工事用施設。専用面積、平米月110円となっているのですけれども、そうすると町が発注する町道、例えば100メートル。だけれども、その前後に片側通行などという専用許可をもらうといますか、警察に行つて。そういう場合もとるのですか。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 ここで占用料をいただくというのは、例えばお店やさんが道路に接していて、壁の補修、屋根の補修等をするときに、歩行者の確保はしますが足場を組みたいといった場合に、この条例に基づいて私どもが、町道であればこの面積分をこの金額で貸し出しするという意味です。我々が発注する工事については、こういう使用料は発生しません。

東出委員長 よろしいですか。

(「はい」という声有り)

東出委員長 議案第35号については、質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「はい」という声有り)

東出委員長 それでは、条例については、一般会計の部分ではこの4本かと思います。

これが全部終わりましたので、一般会計のほうに入りたいと思いますが、そういう進めでよろしいでしょうか。

若山課長。

若山建設水道課長 それでは、一般会計の私どもが担当している所管の歳出について、ご説明いたします。

まず、施設・財産担当所管の分からです。

予算書、80ページをお開きください。施設関連は83ページ迄となっております。2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費で、本年度予算額、7,481万2,000円、前年度予算額、7,375万1,000円、全体では、106万1,000円増額です。

大きく変わったところを主体に説明をさせていただきます。4節 共済費については前年並み。賃金につきましては、前年比、190万4,000円ほど減額になります。これは、いま現在の臨時職員のうち1名が退職なさるということで、その分の差額分が減額となっています。需用費は、本年度予算額、3,221万3,000円、前年度に対して、442万1,000円増額ですが、これは庁舎内の高圧器取替修繕等が増額理由となっています。役務費は、前年度と同様の中身となっております。

82ページに行きまして、委託料 本年度予算額は、1,443万円、前年度、1,518万8,000円、75万8,000円の減額ですが、これはほぼ前年と同じなのですが、パークゴルフ場の殺虫剤散布費用等が教育委員会予算に移行したためです。

83ページ、使用料及び賃借料、前年並みです。15節 工事請負費、本年度予算額、330万円、前年比、100万円増額ですが、これは旧教員住宅、中学校付近の3棟及びふるさとの森トイレの解体工事で計上しております。原材料費、10万円、前年度比、64万9,000円の減額ですが、これは先ほどの委託料と同じパーク関係の原材料費を教育委員会のほうへ移

行したためです。

負担金補助及び交付金、下水道受益者負担金で40万ほど増額しておりますが、駅の北口及び新木古内中学校用地に賦課されるものです。

公課費、重量税については15台分で48万4,000円、前年度は21台ありましたのでちょっと多かったのですが、今回は若干減額となっております。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

東出委員長 入ってよろしいですか。

(「はい」という声有り)

東出委員長 入ってください。課長。

若山建設水道課長 次に、歳入についてご説明いたします。39ページをお開き願います。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務費使用料、1節 会館使用料で前年同額の6万円、産業会館使用料、各福祉施設使用料も前年同様です。2節 南北歩道橋使用料、27万6,000円を計上しておりますが、自由通路内のフリースペースの使用料です。前年同額で計上しておりますが、いまJRと協議を進めております自由通路の改築工事の進捗によっては途中で使用が中止になる場合もあり得ます。

43ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料、2節 畜犬手数料、本年度予算額は前年度と同額な21万円。畜犬登録手数料、狂犬病予防注射済交付手数料も同様です。

57ページをお開きください。15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、本年度予算額、376万5,000円、ほぼ前年度並みとなっております。

59ページをお開き願います。同じく15款で財産収入、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入、1節 土地売払収入と、3目 物品売払収入の1節 物品売払収入、それぞれ1万円は科目出しということです。

70ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入で、真ん中付近、自動販売機電気料で5業者、33万8,000円、下から4つ目、雇用保険繰替金、5万7,000円。

以上が歳入です。ご審議よろしくお願いいいたします。

東出委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。歳出の83ページにふるさとの森のトイレの解体工事がございますね。これについてはたぶん、古くなって解体ということなのですけれども、今後のトイレの設置はどういうふうになるのかちょっとお聞きをします。

東出委員長 解体したあとを、課長。

若山建設水道課長 今回、この解体させていただくトイレなのですけれども、すでに数年使われていない、使えない状況で現在、墓の利用者についてはプール横の公園内のトイレを利用させていただいております。委員長、訂正してよろしいでしょうか。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 プールではありません。テニスコート横です。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 同僚議員と同じく、ふるさとの森の山の上のトイレの解体かと思っていたので

すけれども、墓の横ということはそれはそれでわかりました。ただ、建設水道課で議論はしていないのですけれども去年、教育委員会の所管で山の上に「奉安殿」。「奉安殿」といってもわからないと思いますが、トイレの山に行って真っ直ぐ行ったところ。薬師山に行く経路の角に壊れかかったお堂があるのですけれども、それはよくよく調べたら「奉安殿」という、木古内小学校にあったものをどうしたわけか、あの山の上に設置をしたということで、以前からあそこは風が吹けばトタンも飛ぶし、危険だということで撤去してほしいというような声を出していたのですけれども、教育委員会のほうではその部分をいままで実行していなかったということを含めて、今回せっかくふるさとの森の整備関連からすれば、そこもいっしょにそんなに経費はかからない。見ても1 m50くらいの小屋ですから、あの撤去を何とかお願いできないかというふうに。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 いま竹田委員におっしゃられて、私もその存在というか、管理者もわからないでいま答えるのですけれども、まず所管課とその辺を協議させていただいて、いまおっしゃられるようにこの事業費で可能であれば対応していきたいですけれども、簡単にいかないことも想定されますので、ここでは「検討させてください」という言い方で終わりたいと思います。

東出委員長 前向きに検討してやってください。

そのほか、総務課長。

大野総務課長 ただいまの「奉安殿」の関係なのですけれども、今年の予算委員会でも竹田委員のほうからご指摘があって、「教育委員会のほうで確認をする」というような答弁になっていたかと思います。そのあと確認をしましたところ、木古内小学校の小学校史の中に戦後、天皇家にまつわる写真等といったものを学校で管理できなくなったということで、「奉安殿」つくって安置をしたということまでは確認をしております。ただ、それは行政がやったものなのか、教育委員会がやったものなのか、そのところがしっかり調べ切れていないというのが現状でして、土地については神社ということで、「神社なのかな」というふうな話もあるのですが、このあと教育委員会の予算特別委員会の際に報告できるように調整しておきたいと思います。

東出委員長 竹田委員よろしいですね。事務方のほうで調べておくということで、よろしいですね。

竹田委員。

竹田委員 何点か確認をしたいのですが、80ページの施設賃金でありますけれども、これはパークゴルフ場の管理は含まない賃金ということでいいのか。それと、同じく80ページの需用費で、先ほど課長の説明で需用費の中で庁舎、南北歩道橋の修繕費で730万円を計上していますけれども、主たるものは庁舎の高圧器の修理というか更新だというようなことなのですが、南北歩道橋については近いうちに手直しするわけですから、ここにどういう修繕というか、投資をしなければならぬのかという部分の説明をお願いしたいと思います。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 賃金ですが、パークゴルフ場として土・日を雇っている賃金については、教育委員会のほうに移管となっています。ここに書かれている賃金は、施設担当の非

常勤職員及び臨時職員の分です。4名分です。それと、庁舎南北歩道橋等修繕費となっておりますが、今回の主な修繕についてはこの庁舎内の地下にあるキュービクル内の高圧機器取り替え修繕が主で、そのほかにふるさとの森のコンビネーション遊具、これも事故等の危険性を未然に防ぐため行う予定です。その金額も含まれております。

東出委員長 庁舎でしょう。南北歩道橋、それから遊具等も入っているのでしょうか。これだけではないのでしょうか、3点か4点くらい入っているのでしょうか。そうしたら、設計になっている部分の数字を言ってもらわなければ困るね。738万8,000円をつくった根拠を。歩道橋等になっているのですから。

暫時、休憩いたします。

休憩午後3時25分

再開午後3時30分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

課長。

若山建設水道課長 需用費につきましては、庁舎内のボイラーの部品取り替え修繕、それと裏出入口のドアが壊れておりますのでその取り替え、それと自動ドアの風除室の天井にエンジンがあるのですけれどもこの取り替え修繕。それから、非常放送停電用バッテリーの取り替え修繕。先ほど申し上げた、キュービクル内の高圧機器取り替え修繕。暖房タンクの交換等、それと通常の小破修繕費用で738万8,000円を計上させていただいております。

東出委員長 南北歩道橋は。課長。

若山建設水道課長 南北歩道橋は、すみません。需用費の説明の欄を去年と同じ書き方をさせていただいた中で、ここの南北歩道橋もよく階段等で小さな小破が毎年出ている状況でありますので、ここに頭出しをさせていただいて、いま具体的にメニューとしては掲げてはいたませんが、その他の修繕費でここで対応していきたいということです。

東出委員長 よろしいですか。平野委員。

平野委員 いまも結局は最後の説明で、この金額が大きいのですよ。738万円という金額、これを各部署の名称を言うのではなくて、例えばここには庁舎と南北歩道橋その他があるのであれば、庁舎にいくら南北歩道橋にいくら、これにはいくらというきちんとした明確な説明をいま竹田委員は求めていたいと思うのですけれども、結局は項目だけを言って合計金額はまた同じ説明でしたので、先ほどの質問に答えていないと思うのですけれども。

東出委員長 又地委員。

又地委員 例えば、需用費で730万円を見た。これは、需用費で見るのかきちんとした入札行為をしてやらせるのかという違いです。需用費でやって、これもあるあれもあると言っても、どこの部分でいくらなのか。50万円もあれば200万円もあると、仮にです、この中に。そうすると、200万円となれば入札行為ではないのかという部分もあるのです。

そういう部分をみたいということではないのですか。

東出委員長 暫時、休憩いたします。

休憩午後3時33分

再開午後3時47分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

皆様のお手元に資料は配布がされましたので、担当課長のほうから説明を求めます。

若山課長。

若山建設水道課長 内訳の報告が遅れて申し訳ございません。それと一点、先ほど私裏玄関のと言いましたが、裏玄関の修繕については今回予算から落ちておりますので、この表でご参照願えればと思います。

それと、需用費で計上させていただいているのですけれども、先ほどからご指摘があるとおりに、基本は入札といいますか、見積もり合わせといいますか、競争を原則としますが、ものによっては専門の機械あるいは専門業者でなければできないものもありますので、その辺はご了承願いたいと思います。

委員長、もう一点よろしいでしょうか。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 申し訳ございません、言い忘れしました。今回の80ページの需用費の中の、庁舎保持、南北歩道橋等修繕費と書かれている説明欄を庁舎等修繕費に訂正したく、後日、ここの部分の差し替え版を用意しますので、よろしくお願ひします。

東出委員長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」という声有り)

東出委員長 それでは質問を受けたいと思います。

竹田委員。

竹田委員 課長、ふるさとの森のコンビネーション遊具の修繕は現在、付いている遊具ではないのですか。新たに設置をするものがあるのではなくて、修理するのに250万円もかかるのですか。

東出委員長 説明を求めます。若山課長。

若山建設水道課長 現在、コンビネーション遊具も10年ほど経ちまして、点検は行っておりますが、直す箇所も発生しております、いま現在で修繕が640万円ほどかかる予定です。ただし、単年度で600万円の投資は厳しいので、3か年で行う計画としております。

東出委員長 よろしいですか、そのほか。

又地委員。

又地委員 不具合があっってお金がないから3年間で、事故があつたらどうするのですか。

結構、子ども達が放課後だとか、あるいは土・日など、天気の良い日はたくさんいるのです。そうすると、お金がないから本当は不具合なのだけれども、お金がないから3年間でと。3年間の中で一部をやって、事故があつたらどうするのですか。そういうことを考えると、お金がないと言えれば何もできないことですが、ほとんど子ども達です、あそこで遊ぶのは。そういうことを考えれば、何とか補正を組んでも良いからやらなければだめではないのですか。事故があつたらそちらのほうが責任が重いし、お金がかかることになりませんか。

東出委員長 再度、答弁を求めます。課長。

若山建設水道課長 点検の中では、「いますぐ直せ」という点検結果ではなくて、例えば

「柱が傷んできているので数年後には使えなくなる」とかというものの報告をいただいておりますので、そこまで先送りするつもりはないので、徐々に行って3か年では直したいということで考えております。

東出委員長 又地委員。

又地委員 そうしたら、ふるさとの森だけではなく、もう少し視野を広げて町内に何か所かある。大平団地集会所、団地のところにも小公園があるのです。福嶋委員のところの家の前にもある。あそこは、ほとんど壊れてしまっているけれども、それでも子ども達が行って遊んでいる。その当たりも点検して、私も去年、大平団地のところにある小公園の滑り台の下が板張りなんだけれども跳ね上がってしまって、あまり上手ではないけれども、三寸釘を持って行って打ってきたけれども、点検してそちらのほうにも目を向けてほしいです。お願いしておきます。

東出委員長 吉田委員。

吉田委員 吉田です。いまの上からずっと行った部分というのは、たぶんこれは専門業者でなければ直せない部分ということで需用費で見たというのはわかりました。その下に、その他の町有施設、修繕及び小破修理。何か、予備費のように130万円を取っているのです。この部分も、需用費ですから予算で見ているのに、予備費で取っているのはこの中味というのはきちんとわかっているのか。この辺もちょっと説明をお願いします。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 道路のほうの需用費でもこのような形があるのですけれども、やはり明らかに直さなければならぬものはメニュー立てして上げさせてもらっているのですけれども、年度途中で急に不具合が起きたり、急遽直さなければならぬということが多々あります。その実績値に基づいて、130万円をその他ということで予算計上させていただきました。

東出委員長 吉田委員。

吉田委員 それというのは補正で上げるべきではないのですか。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 例えば、上に書かれているような大きな案件であれば当然、そういうお話も出てくるのでしょうかけれども、ちょっと窓ガラスが壊れたですとか、どこかに穴があいたとか、そういう緊急性を要するものに対応するために、当初からここに持たせていただいて、もしそんなに小破がなければ不用額という形を取りたいというふうに思っております。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 いまの答弁では、この小破修繕費等の計上は、例えば次のページの81ページにも公用車の小破修繕費、たぶん例年の、過去の実績等からすればこのくらいの小破があるだろうということで予算計上している部分ですから、確定した部分で計上しているというふうには思わないほうが、これから発生するであろうという部分のあれで例えば計上していると思います。

東出委員長 佐藤委員。

佐藤委員 言っていることはわからないわけではないのだけれども、やはり予算計上するには架空の目的も無く計上するというのはどうかと私は思うのです。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 例年、こういう計上でお願いして緊急に対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

東出委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 では、次に進んでください。課長。

若山建設水道課長 続いて、土木担当所管の歳出についてご説明させていただきます。

138ページをお開き願います。

歳出から説明します。8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費、本年度予算額、129万5,000円、前年度予算額、429万8,000円で、前年比、300万3,000円の減額です。

これは、今年度行った、新幹線関連の町道付け替え工事による道路台帳の補正業務が終了したことで300万円ほど減っていますが、そのほかは前年並みです。

140ページをお開き願います。同じく2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、本年度予算額、5,863万7,000円、前年度予算額、5,167万8,000円で、前年対比、695万9,000円の増額です。

主なものとしては、町道及び排水路維持補修費と町道除排雪費用を予算計上しております。

7節の賃金で、本年度予算額、299万円、前年度より116万3,000円増ですが、施設管理費で計上しておりました臨時職員を今年度より1名、非常勤職員として振り替えによる増額です。11節 需用費につきましては、道路補修及び排水路の補修費です。道路照明灯電気料は、昨年と同額です。13節 委託料、本年度予算額、2,814万2,000円、前年度に比べて495万5,000円増額しておりますが、ことしもたびたび補正をお願いしましたが、除雪の稼働日数を当初、25日で計上しているものを30日に増やした増額分です。14節 使用料及び賃借料、本年度予算額、1,424万4,000円、前年度に比べ454万5,000円の増です。これも、除排雪作業による借り上げ日数を25日から30日に増やした増額分です。15節 工事請負費、本年度予算額、300万円、前年度と比較して400万円減となっております。昨年は、第3佐女川橋、第4建有川橋、佐女川人道跨線橋の補修を行っており、25年度は、第1佐女川橋、機械センター横です。それと瓜谷橋の高欄補修工事を予定しております。16節 原材料費は、前年度に比べ10万円増しております。融雪剤の材料変更のためです。

141ページをお開き願います。2目 道路新設改良費、本年度予算額、407万2,000円、前年度予算額、9,251万5,000円で、前年比、8,844万3,000円の減額となっておりますが主なものは工事請負費、例えば双葉線が25年度予定を24年度補正に盛り込んだことによって、この中は経常経費のみとなっております。

175ページをお開き願います。11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費、本年度予算額、89万2,000円、前年度予算に比べ36万5,000円の増額です。

需用費で、本年度河川維持補修費で昨年の50万円より20万円を増額しておりますが、これは融雪時や大雨の地山崩壊による河川維持補修費なのですけれども、実施を行っていく上で不足を生じている現状から増額をお願いするものです。19節 負担金補助及び交付金、本年度予算額、17万円、前年度に比べ16万5,000円の増額ですが、これは昨年5月に発生の大雨及び融雪により道道及び中野川の、北海道管轄の災害復旧事業の事業費見合いの負担

金増によるものです。

歳出は以上です。

東出委員長 歳入も、課長。

若山建設水道課長 歳入についてご説明いたします。

39から40ページをお開き願います。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、1節 道路使用料、本年度予算額、81万6,000円、前年に比べ11万円の減です。減額につきましては、先ほど議案第35号条例改正（案）により、地価下落に伴う道路占用料の引き下げによるものです。道路使用料北電については58万8,867円、N T T電話柱ほかにつきましては、18万9,580円等で合計81万5,715円となっております。

2節 堤塘使用料、13件分です。

42ページをお開き願います。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料の下から2つ目、都市計画図等交付手数料 120件、4万円のうち、地番図等交付手数料3万円を見込んでおります。

55ページをお開き願います。14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金、1節 農業費委託金、海岸保全付帯設備点検業務委託金で、13万5,000円を計上しております。同じく、5目の土木費委託金、1節 河川費委託金の樋門・樋管操作委託金 22か所で、41万8,000です。

70ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節雑入、下から4段目、雇用保険繰り替え金、43万6,000円のうち、3万6,000円は非常勤職員の雇用保険本人負担分です。

土木担当については、以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

東出委員長 土木費の説明が終わりました。質問を受けます。平野委員。

平野委員 除雪費についてお伺いいたします。本年度の大雪で補正が何度かかけられて、それに関しましては平成23年度の除排雪の分も反映されないまま24年度に予算委員会がありましたのでやむを得ないと思うのですが、今回合計金額を上げた幅は去年の金額をどの程度反映されたのか。また、今年度の見込額と比べましてどの程度、100%なのか80%なのかを見込んだ計上なのかをお知らせください。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 除雪につきましては、近年、この2、3年は確かに降雪量も多く、除雪回数が増えております。ただし、少雪の年もありまして、当初予算で間に合った年もあります。しかしながら、平均を鑑みますと1日当たりの作業時間に25日分を計上していると、大体例年足りなくなるのが普通になってきておりますので、新年度についてはまず30日分の計上をさせていただいております。

東出委員長 平野委員。

平野委員 30日分というのは例年、去年、一昨年の予算に比べて何割なのか。金額の合計から、できれば何%くらいなのかというのをお聞きしたのですが、大体でいいです。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 当初予算で、25日を30日にしておりますので、約2割アップで計上させていただいております。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 私も関連で、140ページの除雪の関係ですけれども、除雪の委託料はいいのですけれども、その下の使用料及び賃借料、重機の借り上げ料でこれはたぶん、雪の排雪での予算計上かと思うのですけれども、過去ずっと何年来、こういう形で委託と使用料・賃借料ということで区分して、除雪の部分の経費と排雪する部分がのういうふうに分けているのです使用料・賃借料ですけれども、はたしてこの賃借料が馴染むのかどうなのか。実際、やっているのは重機を借り上げて、直営で例えば重機やトラックを借りて排雪するのであればいいけれども、業者に委託して堆積している雪を排雪してもらうというのは、はたしてこれが賃借料でいいのかという疑問。ことしはことしとして、予算はこれでいいのですけれども、次期についてはこれが適切かどうかという部分を含めて、委託をしているのであれば委託料で計上して、その振り分けの中で除雪委託、排雪委託というようなことで分けたほうがいいのではないかというふうに思うものですから、その辺の考えがあれば。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 現在の計上に仕方は、委託料についてはこちらから路線を指定して、指定した路線について業者さんサイドの裁量で除雪をやっていただいております。14節の使用料及び賃借料のほうについては、雪の降り具合、たまり具合によって、こちらからあす、あさってあるいは一週間後に排雪をしてほしいというような位置づけでいままで計上しております。いまおっしゃられるように、再度、我々のほうでも委託料に計上するほうがよりいいのか、あるいはこのままのほうが妥当なのか、その辺を含めて今年度検討したいと思います。

東出委員長 検討課題ということでよろしいですか。そのほか、又地委員。

又地委員 工事請負費で300万円を見ていますね。説明欄は、橋りょうの高欄補修工事となっているのですけれども、先ほど町にある橋の耐震調査と言いますか、それはもう少しあとになって出てくるということなので、この高欄補修工事は耐震調査が終わってからの発注のほうがいける効果があるのではないのか。高欄補修ではなく、地震にもてないとかという結果が出たあとにやったほうがいいのではないのかと、重複の補修を兼ねて。そう思うのですけれども、これは高欄そのものがもう壊れてしまって、橋をわたる人方が危険だという意味での高欄だけの補修なのかどうか、その辺を確認しておきます。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 橋りょうの点検につきましては23年度で行い、24年度、今年度で橋りょうの長寿命化計画を策定しているところです。今後は、この橋りょうの長寿命化計画に基づいて随時、その橋りょうを延命させるための方策をしていくところではあります。

今回、計上させていただいたのは、又地委員がおっしゃられるようにとりあえず、いまは人が歩くのも危険な状態で、仮のものでつないでいるような高欄については緊急性があるということで、今年度行いたいということでご理解いただきたいと思います。

東出委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ次に進んでいただきたいと思います。

課長。

若山建設水道課長 続きまして、建築担当の歳出についてご説明いたします。

145ページをお開き願います。8款 土木費、4項 住宅費、1目 住宅管理費で本年度予

算額、1,012万8,000円、前年度比、406万4,000円の減額です。予算の主な内容としましては、公営住宅の維持管理に要する経費となっております。旅費、需用費は、ほぼ前年と同額です。役務費、委託料も前年並みとご理解いただければと思います。15節 工事請負費、90万円、前年度に比べて410万円の減額ですが、佐女川地区の町民住宅1棟1戸を解体を予定しております。同じく146ページなのですが、2目の公営住宅建設費と3目の建築指導費は、今年度の予算要求はありません

歳入についてご説明いたします。40ページをお開きください。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、3節 住宅使用料、現年度分です。本年度予算額、4,520万1,000円、前年度に比べ130万5,000円の増を見込んでおります。現年度分の住宅使用料については、調定額の96%の収納率で予算計上しております。増額の理由とすれば、家賃の高い住戸の空き家が減り、家賃の低い住戸の空き家が増えたため、入居戸数が変わらないが家賃収入が増額となります。4節 住宅使用料 過年度ですが、本年度予算額、69万8,000円、前年に比べ43万2,000円の減です。滞納繰越分住宅使用料については、調定額の5%の収納率で予算計上しています。5節 駐車場使用料、本年度予算額、108万3,000円で3,000円増。

42ページをお開き願います。12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料、住宅料督促手数料として360件、3万6,000円を予算計上しております。

47ページです。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 土木費補助金、1節 住宅費交付金、52万7,000円は、社会資本整備総合交付金家賃低廉化事業交付金として、52万7,000円。これは、朝日団地8戸分です。

56ページをお開き願います。14款 道支出金、3項 道委託金、4目 土木費委託金、3節 住宅費委託金、13万1,000円は、建築確認事務委託金10万8,000円と建設リサイクル法事務委託金の2万3,000円です。

57ページをお願いします。15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、2節 町民住宅貸付収入で、123万4,000円、町民住宅13戸のうち入居中の9戸分を予算計上しております。

70ページをお開き願います。19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入 3節 雑入で、下から5段目の公営住宅共同電気料、115万6,000円は、大平団地30戸、前浜団地18戸、いさりび団地45戸、朝日団地8戸、計101戸の共同電気料です。

以上です。ご審議よろしく願います。

東出委員長 住宅費についての歳出、歳入の説明が終わりました。質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないようでございますので、これで一般会計は終わりですね。

暫時、休憩いたします。

休憩午後4時15分

再開午後4時18分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第32号 木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたし

ます。

担当課長の説明を求めます。

若山建設水道課長 ただ今、上程になりました議案第32号 木古内町水道事業条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

東出委員長 暫時、休憩いたします。

休憩午後4時20分

再開午後4時27分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

課長。

若山建設水道課長 大変失礼いたしました。

改めて、議案第32号 木古内町水道事業条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。資料番号1、議員説明資料35ページから49ページをご参照ください。

今回の条例改正については、平成23年8月30日公布の第2次一括法において、水道法第12条並びに第19条で定める布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格基準については、地方公共団体の条例で定めることとなりました。

条例改正となる基準は、「参酌すべき基準」である水道法施行令を基本とする内容となっています。

第5条から第36条までは、文言の整理です。

第37条では、布設工事監督者を配置する工事について定めております。

第38条から第39条では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定めております。

第43条から第45条までは、新たに条文を第37条から第39条に加えたことにより繰り下がりとなっています。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 議案第32号についての説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 質疑がないようでございますので、終了してよろしいでしょうか。

それでは、次に進んでいただきたいと思っております。課長。

若山建設水道課長 議案第5号 平成25年度水道事業会計予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

水道事業会計の1ページをお願いいたします。

第3条では収益的収入及び支出として、収入額の予算総額、1億4,076万7,000円、支出額の予算総額、1億5,451万6,000円で、不足する予算額は1,374万9,000円となっております。

2ページをお開きください。

第4条では資本的収入及び支出として、収入額の予算総額、2,870万円、支出額の予算総額、8,500万5,000円で、不足する予算額は5,630万5,000円となっております。

なお、2ページ第5条に起債の限度額として、1,700万円と定めております。

水道事業につきましては、町民の生活に必要なものであり、良質で安全な水の安定供給を行うため、施設の安全点検や有収率の向上を図ることにより、健全な水道事業運営と町民サービスの充実に努めてまいります。

本年度においては、昨年度実施できなかった中央通工事に伴う水道管移設工事、また、新たに駅前広場建設に伴う水道管整備工事、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設工事を実施してまいります。

なお、本年度の事業予算は赤字予算となりますが、その赤字額は現金の支出を伴わない、既設の水道管移設に伴う資産減耗などであり資金が不足する内容ではありません。

それでは、収益的収入及び支出からご説明いたします。

資料番号の2、平成25年度予算説明資料25ページから29ページを合わせてご参照ください。

最初に収益的支出よりご説明いたしますので、20ページをお開きください。1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費、本年度予定額、1,498万2,000円で、前年度対比、135万1,000円の増額です。予算の主なもの、浄水場の維持管理等に要する経費となっております。節の予定額につきましては、昨年とほぼ同額ですので説明は省略させていただきます。2目 配水及び給水費、21から23ページです。本年度予定額、2,059万6,000円、前年度対比、160万7,000円の減額となっています。主なもの、技術担当職員2名の人件費及び漏水調査委託料、配水管等の維持管理経費となっています。22ページの漏水調査委託料、60万円を予算計上していますが、25年度は新栄町地区を主に漏水調査を予定しております。

次に、23ページをお開きください。3目 受託工事費です。本年度予定額、7万4,000円、及び渡島広域事務組合より委託された消火栓の修繕工事です。4目 総係費、本年度予定額、3,538万1,000円、前年度対比150万9,000円の増額で、主なものは担当職員3名分の人件費です。

24ページの節 委託料の中で、平成26年度予算からの新会計制度に対応するためのシステム改修委託料として、157万5,000円を新たに計上させていただいております。ほかの節の予定額につきましては、昨年並みです。

次に、25ページをお開きください。5目 減価償却費、節の固定資産減価償却費、本年度予定額、463万3,000円で、前年度対比、31万1,000円の減額です。6目 資産減耗費、本年度予定額、1,210万9,000円、前年度対比、52万6,000円の増額です。

失礼しました。25ページの棚卸資産減耗費は前年並みの10万円です。

26ページに行きまして、定資産除却費、1,200万9,000円は52万6,000円の増です。今年度の固定資産除却費の主な工事として、平成24年度で実施できなかった中央通改良に伴う水道管移設工事、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設工事があります。7目のその他営業費用、雑支出は前年並みです。2項 営業外費用、1目 支払利息、本年度予定額、1,555万円、前年度予定額、1,624万3,000円で、前年度対比、69万3,000円の減額です。企業債利息は、財政融資資金・地方公共団体金融機構の償還利息です。

27ページをお開きください。2目 繰延勘定償却、46万円、控除対象外消費税償却です。資本的収支の中で、工事の負担金や補助金を受けて工事を発注していますが、工事を発注

する経費の中には消費税を含めて支払っています。この支払った消費税を20年間で内部償却するものです。

雑支出は、前年並みです。3目 消費税、本年度予定額、552万1,000円、前年度比7万9,000円の減額です。3項 特別損失、1目 過年度損益修正損、前年並みです。

28ページです。4項 予備費、1目 予備費、本年度予定額、10万円で前年と同額です。

続けて、収益的収入に入ってよろしいでしょうか。

東出委員長 暫時、休憩いたします。

休憩午後4時36分

再開午後4時37分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

皆さんにお諮りをいたします。

時間延長をしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 異議なしということで、審議を継続していきたいと思います。

支出の部分で切ります。ここで質疑を受けたいと思いますので、水道事業会計の支出の部分で質問があればお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 24ページの委託料で、新会計制度財務会計システムの委託料。26年度から新会計に適用する、このよく意味がわからないというか、新会計というのは企業会計ではない。同じ企業会計だけれども、どういうことなのか説明をしてください。ピンとこないというか、どういうことでこういうシステム導入しなければならないのかという部分含めてちょっと。

東出委員長 24ページの委託料の説明を求めます。吉田主査。

吉田主査 26年度の予算から、地方公営企業法が変わります。それに伴って、会計の仕方が変わってきます。例えば、退職手当引当金というのはいままで公営企業としては積んでいなかったと。そういうものも積まなければならない場合も出てくるだとか、例えばいままで見なし償却ということでやっていたものが、見なし償却が認められなくなるので、いままで見なし償却してきた部分その分を資産から差っ引くだとか、そういう資産管理の部分でも変更が出てきます。そのほかに、いろいろまだいっぱいあるのですけれど、その改正を行うためにいままでのシステムをその前の年、25年度に修正をしてそして途中で切り替えを行いながら26年度4月からスタートするというので、25年度の当初予算にのせて25年中に改修を行ってしまうと。ですから、25年度は途中から2本立てで会計のシステムは動くような形になります。以上です。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 いまの説明では、公営企業法の会計の仕組みの改正というか、そういう見直しの中で新しいそのシステムに移行しなければならないということで、このシステムの改修はわかります。しなければならないわけですから、いままでしていなかった退職引当ですとか、今

後水道会計としてこの引き当てをしていくという考えに立つてのこの新しい公営企業法の改正に相まって、この際健全経営に持っていくためには、例えば減価償却含めて引き当てしていくのだとの考えまで踏み込んでいるのかどうなのかという部分について確認をしたいと思います。

いま、病院、老健は全部適用の中で全部、地まかないするという一つの独立採算に立った運営をするということを踏まえた部分も背景にあるのかなという気するものですから、だとすれば水道の場合は一番大きい減価償却の引き当てができれば一番経営的にはいいわけだから、そういうふうにして将来に向けてはそう持っていくのか、従前の形で現金の伴わない経費として差し引きの中で、ゼロだというふうに持っていくのかという考えについて。

東出委員長 吉田主査。

吉田主査 いままで24年中に新会計制度に移行に伴いまして、3つの公営企業があるのですけれど、3回ほど勉強会を重ねながらきております。これからも、その3つの公営企業が集まりながら勉強会をして26年度の公営企業の改正までやっていくわけなのですが、先ほど例として申しました退職手当引当金、これについては積まなければならないということになります。ただいままでとおり一般会計のほうでその部分を退職手当組合に支払いをしていただけるということであれば、必ずしも公営企業のほうで引き当てをしなくてもいいだとか、そういう部分も若干あるのです。それで、その新しい会計制度になって全部が全部かわる訳ではないのです。いままでどおり、変わらないものもありますので、とは言っても変わるものは変えていかなければなりませんので変えることによって、その公営企業の本質と言いますか、経営の状況がはっきりしてくるというふうになります。ただ、先ほども言いましたとおり、見なし償却だとかそういう関係がありまして負債が増えてきます。

負債が増えるということは、経営が厳しくなることはこの改正によって出てくるかと思えます。ただ、そういう状況は見えるのですが、いままでとは別なそんなに変わらない状況なのですが、数字だけ見れば負債が増えてくるという状況になりますので、その辺も26年度の予算を審議する時にたぶん出てくるかと思えますけれど、その辺も頭の中に入れてほしいと思っております。ただ、公営企業法が変わる訳ですから、先ほども言いましたとおり、その変わるものは変わるという事でやっていかなければならないと思っております。私の私見ですけどよろしいですか。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 わかりました。これは、今年度システムの改修含めていろいろな各公営企業との協議の中で、「まだまだこれはこうしよう、この部分はこうしよう」という部分の動きが出るということでもありますから、これは新年度以降の事務調査等もありますので、その中で随時確認をしたいと思えます。ただ、このことは当然、予算等を計上する時は総務財政とは常に密接な協議というかそれをしていっていると思えますから、その辺で水道事業とすれば例えば、「退職金の引き当てをすべきだ、総務というか行政部局では財源の手立てをするのだからこっちでしなくてもいいだ」とか、そういうちぐはぐな見解ではなくて、統一した見解、職員の人件費関連については財政のほうで計上しますよ。あるいは、独立採算の主旨からして事業会計にその分は繰り出しをして、会計として運営をしなさいというのかその辺は十分な密接な協議をして進めていただきたいなというふうに思えます。

東出委員長 そのほか。又地議員。

又地委員 25ページの賃借料の中で、パソコン借り上げの152万2000円、何台なのか教えてくれませんか。

東出委員長 吉田主査。

吉田主査 サーバーも入れまして、4台となっております。

東出委員長 よろしいですか。又地委員。

又地委員 4台くらいなら買ったほうがいいのではないですか。リースですか、何年。

東出委員長 吉田主査。

吉田主査 5年です。

東出委員長 又地議員。

又地委員 5年、5年という事は20台です。4台だから、年間、年トータルで。そうしたら、やっぱりリースのほうがいいのか。7万5,000円くらいだから。わかりました。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、次に進んでいただきたいと思います。課長。

若山建設水道課長 次に、収益的収入についてご説明いたします。

17ページをお開き願います。1款 水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益 本年度予定額、1億3,062万3,000円、前年度対比、346万9,000円の減額予算となっております。水道料金は337万1,000円の減額、メーター使用料は9万8,000円の減額。平成24年12月までの実績に基づき積算し予定計上しております。

18ページをお開きください。2目 受託工事収益、本年度予定額、7万4,000円、これは渡島西部広域事務組合から委託された消火栓の修繕工事代金です。3目 その他の営業収益、手数料、43万6,000円、負担金、13万7,000円、雑収益、3万6,000円です。

次に、19ページです。2項 営業外収益、1目 受取利息及び配当金、前年度と同額です。2目 他会計負担金、本年度予定額、944万7,000円、前年度対比で24万4,000円の増額です。一般会計繰入は、人件費按分等にかかる負担金で、944万7,000円を計上しております。失礼しました。3目 雑収益、前年度と同額の4,000円です。

収益的収入については以上です。よろしくお願ひします。

東出委員長 収益的収入の説明が終わりました。

質問を受けます。吉田委員。

吉田委員 収益のほうで水道事業。課長の説明の中では、当年度はまだ心配することはないのかなという気がしています。

ただ、これから向けまして、昨年から見ると給水件数で40件少なくなっていると。確かに、工事関係者ももう終了してきていると。そういう形の中で今後、随時減っていく計算になるのですよね。その辺の見通しをどう考えているのか、率直な意見として聞いておきたいと。これにつきましては、水道の値上げの際に当初、行政から50%ということで値上げ申請された時に33%で留めた。それは、新幹線工事がらみがあるからであって、その辺のことがすごく心配なので、担当課長としていま今後この辺についてどういうふうと考えているのかよろしくお願ひいたします。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 ご指摘のとおり、水道の収益は人口減及び新幹線関連工事の減少に伴って減少していくだろうという予想はしております。

その中で以前、平成18年に値上げした際にも経過を見るということで再度の値上げもその時点で検討事項に入っていたと思いますが、ここに至って今年度からごみのほうは値下げということで落ち着いておりますが、水道料金については当面値下げできる状況にないということで、町民のかたにもご説明しているところです。

それで、簡単に値上げすると良いということでもなく、いまは何とか赤字ぎりぎりの状態で過ぎておる中で、一般会計との人件費のやりとり等の影響も若干ある状況ですので、その辺再度一般会計のほうとの打ち合わせも詰めながら、水道料金については、当面はこの料金で維持管理に努め支出を極力抑えて経営していきたいというふうに考えております。

東出委員長 吉田委員。

吉田委員 課長が「当面」という言葉を使われましたよね。僕たちが心配するのは、やはり新幹線工事が全て終わった時点で人もいなくなると。その辺でかなり厳しくなるのかなと察しているので、その辺の関係もこれから財政当局と勘案しながら進めていただきたい。なるべく、僕たちも水道料金、公共料金が上がっているというのは住民にとってもやはり住みづらい町とは言いがたいので、なるべく経費を節減して頑張っていたきたいと思えます。よろしく願いいたします。

東出委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、次に進んでいきます。課長。

若山建設水道課長 続きまして、資本的収入及び支出について、資本的支出からご説明いたします。

31ページをお開きください。

本年度予定額、8,500万5,000円、前年度対比、954万2,000円の増額となっております。1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費、本年度予定額、925万1,000円は、前年度対比、48万3,000円の減額です。

資料番号2 平成25年度予算説明資料の25ページから29ページをご参照ください。節、メーター購入費、666万8,000円は、前年度対比、24万1,000円減額です。計量法に基づき、8年経過したものの取替及び故障対応分です。計、423個を予定しております。

工事請負費、258万3,000円、メーター購入分から予備を除いた分の工事費用です。2目 配水管改良費、本年度予定額、650万円で、駅前広場建設に伴う水道管整備工事260mを行う予定です。3目 配水管移設費、32ページに行きまして、本年度予定額、2,230万7,000円で、中央通改良に伴う水道管移設工事340m及び函館江差自動車道建設に伴う水道管移設工事140mを行う予定です。4目 電気計装設備費、本年度予定額、873万6,000円で、浄水場計装設備の更新工事です。制御プログラムの更新を行う予定です。2項 企業債償還金、1目 企業債償還金、本年度予定額、3,816万1,000円、前年度対比で66万2,000円の増額となっております。

財政融資資金に、2,162万4,000円、地方公共団体金融機構に1,653万7,000円の支出です。3項 予備費は、本年度と同額です。

資本的収入の説明に入ってよろしいでしょうか。

29ページをお開きください。資本的収入、本年度予定額、2,870万円、前年度対比、510万円の増額となっております。1項 企業債、1目 企業債、本年度予定額、1,700万円、前年度対比、240万円の増額となっております。これは、駅前広場建設に伴う水道管整備事業、650万円、中央通改良に伴う水道管移設事業、420万円、函館江差自動車道建設に伴う水道管移設事業として、630円借入れを行うものです。2項 工事負担金、1目 工事負担金、本年度予定額、1,170万円、前年度対比、270万円の増額となっております。

30ページをお開きください。その内訳として、中央通改良に伴う水道管移設工事負担金、760万円、函館江差自動車道建設に伴う管移設工事負担金、410万円となっております。資本的収入額、2,870万円が資本的支出額、8,500万5,000円に対し、不足する額、5,630万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

東出委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

課長、先ほどのこの議会でメーターの購入の関係なのだけれど、入札執行残が出たよね。そうすると、今回もこの423個を買って660何万を支出するのだけれど、これ何社との見積もり？ どういうわけでこれ入札残が出るの。例えば、競争相手がどこかあって入札残が出るの。それを説明してもらえますか。若山課長。

若山建設水道課長 予算を計上する時には、参考見積もりを何社からいただいて、それで予算を計上しております。実際に発注して競争に付した結果がきのうの減額等の結果であります。きのうも申し上げたのですけれども、メーターは8年で更新する予定ですので、そのエリアエリアで更新時期がある程度固まっておりますので、新年度であれば423個ですか、購入してまたこの費用が余ったとしても余計に買っても、ただ耐用年数を減らすだけなので、そのエリアエリアの分の個数だけ購入しております。

東出委員長 例えば今回420何個なのだけれど、前回だってそれなりの数を買って入札執行残というのだけれど何社の見積もり合わせするの。若山課長。

若山建設水道課長 三社で見積もり合わせを行っております。

東出委員長 今回だけではないでしょ。メーター器購入した後、必ず入札執行残というのが出てくるのだけれども、まとめて財政のほうで一括買うでしょう。それを今度取り付け業者、町内は二社かな。やってそれはその時の取り付け工事費としてまたみてるのだけれど、その辺きのうの説明からいけば予算とどうも私は理解しがたいのだけれど。

若山課長。

若山建設水道課長 予算をとる時点で参考見積もりをいただいて実際、それよりも下がった結果がおきてるということで、参考見積もりからはこちらで8掛けにして予定価格を組んでいます。競争に付した結果で、更に安く購入できる結果になっている実情です。

竹田委員。

竹田委員 きのうも確認したのですが、入札の執行残というようなことで終わってるのですけど、実際は例えば個数にも反映しなかったのかどうなのかという突っ込んだ部分はきのうは議論しなかったのだけれど、本当に入札の1個当たりいくらの見積もりで予算をとったけど落札がいくらで、それに個数掛ければ消費税掛ければ金額が出るわけだからそうなのか、個数が350見込んでエリアの中で300で間に合ったとかそういう部分がなかったの

かなという部分もあったものですから。それ以上、きのうの段階では入札の執行残という
ようなことでそこでとどまっていますからその辺、もしそのとおりであればそれでいいので
すけれど、もし若干違うのであれば違うような説明していただきたいと思います。

それと、今回補償工事の中で3本大きな部分で中央通、函館江差自動車道建設に伴う水
道管の移設、それと駅広に伴う部分もこの図面をみれば延長はこの資料でそれぞれ書い
ているけれど、延長で割り返せば結構、金額がばらつきあるのですけれど、例えば路盤だ
とかそういう状況の掘削。例えば、その深度というか深さ等が異なってしまう、単純に
例えばメーター当たりで割り返せば随分金額の格差があるなという感じするものではな
ら、その辺の内訳等がわかれば説明いただきたいと思います。

東出委員長 課長。

若山建設水道課長 まず、メーターの購入方法なのですけれど、競争に付した時点ではこ
ちらの設定金額はあるのですけれども、備品の購入ということで工事のように最低制限価
格は設けていないということで、そこで結果が不用額が多く出たという結果になっており
ます。3箇所工事なのですけれども、それぞれ75mmですとか75mm以外のもですとか、現
場条件も違って、管種も違うということで金額にばらつきがあるということです。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 みんな75ではないの。25ページの資料を見ればみんな75mmになって延長だけが
それぞれ違う。そして、その工事費がそれぞれ割り返えしすれば同じく延長が、例えば江
差自動車道の部分、管系が75に延長140で1,040万、その中央については340で1,100万とい
う個々の部分の差が、何か特別な例えば構造物だとかいろいろな工事の中であるのかどう
なのか、そういう説明をしてください。

東出委員長 課長

若山建設水道課長 説明不足で申し訳ございません。水道管につきましては、一覧表だけ
ですと75というふうにはしか見えないかと思えますけれども、駅前広場であれば駅前通は75で、
駐車場のほうに行った時には50mmでもっていっていると。それから、中央通につきましては、
中央通28ページですけれど、75mmのポリエチレン管のほかに150mmのポリエチレン管もあ
ります。大平の江差自動車道につきましては、75mmの配水管なのですけれど、仮の配水設
備ですとか、切り替えですとかその辺で工事が複雑になってきていることによって工事費
費用が若干メーター単価に変えると違ってくるということです。先ほど申しそびれました
が、メーターの購入については、予定している423個を予定していますが、それを実施の時
に減らすとかということではなくて、その予定している個数を購入しています。

東出委員長 竹田委員。

竹田委員 いま課長から説明を受けたのですが、例えば全部一辺倒でその3つの工事が全
部75で掘りなのか交換なのかという部分の表示もないし、ただ合計と延長だけ。そして、
再度説明を受ければ駐車場のほうには50mm、また中央通については掘りだけど75もあるけ
れど、150もあるだとか。やっぱり、そういう違いがもしあるのであれば、150が何メー
ター、50mmが何メーターという内訳を付けるべきだと思います。

これ以上どうこうという部分はないのですが、やっぱりこういう資料をつけるのであれば、
これだけまだ余白あるわけですから、そこに記載していただきたいなというふうに思
います。

東出委員長 又地委員。

又地委員 例えば、単価の話を言っているけれども、技術担当、例えば舗装も入っているとか、そういう違いがあるのでないのか。例えば2万5,000円ですよ。駅広は、簡単に概算で。中央通、3万5,000円くらいだ。それから、大平は江差自動車道は7万5,000円だ、単純に掛ければ。そうしたら委員が、「どうして75mmでと、みんな同じでどうしてこんなに違うのだ。」と。75mmの敷設に関してはみんな大体同じです、どこでも。だけれども、管敷設以外の仕事があるのではないですか。例えば舗装があるとか、そういうのは木本君のところではわからないのかい。

東出委員長 木本主任。

木本主任 実際の駅前通のメーター単価についてですけども、又地委員がおっしゃる通り、駅前広場については舗装関係の経費等は入っておりません。中央通につきましては、舗装関係の経費も入っていないのですけれども、先ほど若山課長申しました通り、サイズが75mmのほかに150mmも敷設されるというところです。函館江差自動車につきましては、町道名でいきますと孫七線のところに、高規格道路のボックスカルバートが建設されるということで工事期間中、仮排水の水道管を埋設しましてボックスを作っていただいて、そのボックスの中に土かぶりが入りますので、凍結防止管という外装を巻いたちょっと割高な管ですね、そちらを敷設することになりますのでこういったメーター単価になっております。

東出委員長 よろしいですね。そのほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 なければ、上水の関係はこれで終わりですね。

暫時休憩いたします。

休憩午後5時11分

再開午後5時12分

東出委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第33号 木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。説明を求めます。若山課長。

若山建設水道課長 ただいま、上程になりました議案第33号 木古内町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

資料番号1、議案説明資料50ページから53ページをご参照ください。

今回の条例改正については、平成23年8月30日公布「第2次一括法」において、下水道法第7条で定める「構造の基準」は、地方公共団体の条例で定めることとなりました。

条例改正となる基準は、参酌すべき基準である下水道法施行令を基本とする内容となっております。

第1条では、「管理」を「設置、維持管理」に改めるものです。

第19条の2から第19条の6までは、公共下水道の構造の基準について詳細に定めています。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 議案第33号の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

又地委員。

又地委員 この条例も、結局はこれからつくるものということなのでしょう。ですが、これからつくるものかもしれないけれども、いままでつくった物に関してもつくった物が、例えばこの条例にそぐわない部分があれば、これは私はやらないとだめでないのかと思うのです。それは、下水も上水もそうなんだけれども、これは国民の生活にすごく影響するものなのです。そういうことを考えれば、これからつくる物に関しては、考え方だけ終わるのではなかと私は思うのだけれども。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 下水道につきましては、平成17年度から供用開始しておりますが、平成13年度位から工事入ってる中では、元々下水道法施行令に基づいて施行令の中に今回提案させていただいている技術的基準で、補助事業で下水道の整備もしておりますので、これまでの敷設された管渠も今後入れる管渠も同じ施行令を参照したり、今度は条例を基準にするということで、従前もこれからも問題ないものができるという判断しております。

東出委員長 又地委員。

又地委員 わかりました。であればいいです。

東出委員長 議案第33号については、質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 次に入ります。

議案第34号 木古内町下水道週末処理場設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。若山課長。

若山建設水道課長 ただいま、上程になりました議案第34号 木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

資料番号1、議案説明資料54ページから55ページをご参照ください。

今回の条例改正については、平成23年8月30日公布の「第2次一括法」において、下水道法第21条第1項で定める終末処理場の維持管理については、地方公共団体の条例で定めることとなりました。

条例改正となる基準は、参酌すべき基準である下水道法施行令を基本とする内容となっております。

条例の題名を、「木古内町下水道終末処理場の設置及び管理に関する条例」に改めるものです。

第1条では、「設置」を「設置及び管理」に改めるものです。

第4条では、処理場の維持管理に関する基準について詳細に定めています。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしています。

先ほどと同じく、この基準も施行令に基づいて制定する予定としております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

東出委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 質疑がないものとして、終了していきます。

次ですね、下水道の会計の予算のほうに入っていたきたいと思います。

課長。

若山建設水道課長 議案第9号下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は歳入・歳出それぞれ、2億924万1,000円で前年度比、611万9,000円の増です。

4ページ第2表で、起債の限度額として、8,010万円と定めておりますので、ご参照下さい。

下水道事業につきましては、引き続き自然環境の水質保全、快適な生活環境の確保や公衆衛生の向上を目指してまいります。

平成24年度末の接続件数は445件、接続率は約56.3%となっております。

今後とも、未接続世帯への個別訪問等を進め、下水道の必要性や効果に対する住民理解を得るため、なお一層の広報・啓発を行い、円滑な下水道事業の推進に努めてまいります。

本年度は、駅前通周辺地区、佐女川団地周辺及び下町方面の下水道管渠新設工事を実施してまいります。

それでは、歳出よりご説明いたします。19ページをお開きください。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、本年度予算額、1,183万2,000円、前年度対比、47万3,000円の増額となっておりますが、内容は前年並みとなっておりますが、内容は前年並みとなっております。

次のページ20ページ、2目 クリーンセンター費、本年度予算額、3,033万2,000円前年度予算額、2,846万1,000円に対して、187万1,000円の増額となっております。予算内容につきましては、クリーンセンターの維持管理に要する経費です。新年度におきまして増額となりました主なものですが、11節 需用費におきまして、整備費、567万円と125万円増しております。これは、マンホールポンプ分解整備に要する費用、210万円、監視装置ハードディスク交換、262万5,000円、無停電装置本体交換、94万5,000円の内訳です。

13節 委託料は総額で、1,718万9,000円前年度比で、58万1,000円の増額です。処理場維持管理業務委託は、23年度に契約した長期継続契約の3年目です。増額の主な内容ですが、汚泥処分及び運搬費委託料、38万9,000円接続件数が増えたための増です。

12節 役務費、30万7,000円、14節 使用料及び賃借料、81万円はほぼ前年と同額です。

次に、22ページをお開きください。2款 施設費、1項 施設整備費、1目 施設整備費本年度予算額、5,583万4,000円で前年度対比で、16万9,000円の増額です。主なものとして、15節 工事請負費、5,491万7,000円これは、污水管渠の整備工事として、670mで5,100万円、中央通の公共污水柵移設工事として、307万7,000円、公共污水柵設置工事84万円を行うものです。

事業箇所につきましては、予算説明資料の資料番号2、予算説明資料の30ページと31ページをご参照ください。30ページに工事費、31ページに工事の位置図を記載しております。

23ページをお開きください。3款 公債費、1項 公債費、1目 元金、本年度予算額、8,895万9,000円前年度比で、433万8,000円の増額です。長期債元金償還金となっております。

2目 利子、本年度予算額、2,223万4,000円で前年度比、73万2,000円減額です。長期債利子償還金、2,203万4,000円と一時借入金利子、20万円となっております。

次に、24ページをお開きください。4款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、本年度予算額、5万円で前年度と同額です。受益者負担金で過誤納金が発生した場合に還付するため計上をしております。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

東出委員長 歳入も一緒に。

若山建設水道課長 歳入についてご説明いたします。

9ページをお開きください。1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金
本年度予算額、1,012万9,000円前年度比で、58万3,000円の増額です。内訳としましては、1節の現年度分で994万9,000円、2節 滞納繰越分で、18万円となっております。

次に、10ページをお開きください。2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料、本年度予算額、2,104万6,000円前年度比、64万3,000円の増額です。

1節 現年度分で、2,104万5,000円の下水道使用料を計上しておりますが、前年実績及び平成25年度接続見込戸数をもとに積算しております。

次に、11ページをお開きください。2款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 排水設備工事業者登録手数料、1節 同じです。前年度と同額の1万円を計上しております。

2目 督促手数料も、前年と同額の2万円です。3目 排水設備工事手数料、これも前年並の3万9,000円です。

次に、12ページをお開きください。3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 下水道費補助金、1節 下水道事業費交付金、社会資本整備総合交付金として、2,500万円計上しております。

13ページです。4款 繰入金、1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金、本年度予算額、7,067万2,000円前年度比、403万9,000円の増額です。

次に、14ページです。5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金、前年度予算額と同額の、1,000円を計上しております。

次に、15ページ。6款 諸収入、1項 延滞金加算及び過料、1目 延滞金、前年度と同額です。

次に、16ページをお開きください。6款 諸収入、2項 受託事業収入、1目 下水道事業受託事業収入、1節 同じです。中央通改良に伴う公共汚水柵移設補償金として、220万6,000円函館建設管理部からの補償費です。

17ページです。6款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入、雇用保険繰替金として、1万7,000円です。

18ページをお開きください。7款 町債、1項 町債、1目 下水道事業債、1節 下水道事業債、本年度予算額、8,010万円前年度対比で、110万円の増額となっております。工事対象事業費等で2,450万、下水道事業債特別措置分550万円、下水道事業債資本費平準化債として5,010万円。

以上でございます。よろしくご審議願います。

東出委員長 下水道の歳出歳入の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。又地委員。

又地委員 資料の中で、污水管渠の新設工事の図面が出ているのですが、佐女川団地のほう、下町と前浜と、ただ駅前部分に関してはこれから道の事業で駅広だとかいろいろあるのだけれども、実際に今年度やる予定ですね、うちは。駅広等が始まった時に、支障があとからまた移設だと、どうのこうのと問題が起きないのかどうかその辺確認して。

東出委員長 若山課長。

若山建設水道課長 ご指導ありがとうございます。北海道さんの図面、あるいは担当者と打ち合わせを密にしながら手戻りのないようにまた、家屋を建て替えられる方の需要にすぐ答えられるように今年度行う予定としております。

東出委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

東出委員長 ないということでございますので、これでもって建設水道課の予算審査については全て終了いたしました。

建設水道課の皆さん、どうもご苦労さまでございました。

本日の審議は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

3月11日月曜日、9時30分から開会いたしますので委員の皆さんよろしく願います。

きょうはどうもご苦労さまでした。

終了 午後5時28分

説明員：大森町長、大野総務課長、名須賀主幹、尾坂主幹、泉主査、幅崎主査、山下主任
敦沢主事、菅原主事

若山建設水道課長、小池主幹、木村（巳）主査、吉田（広）主査

加藤（隆）主査、構口主査、小田島主任、木本（邦）主任、岩本主任

傍 聴：なし

報 道：なし

委員長 東 出 洋 一